

令和7年第3回吉野町議会定例会会議録（第1日目）

1. 招集年月日 令和7年9月3日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 9月3日 午前10時00分開会
4. 応招議員 1番 長谷政和 2番 澤木久美子
3番 上麻里 4番 辻内正誠
5番 下中一平 6番 山本義史
7番 上滝義平 8番 中西利彦
5. 不応招議員 9番 西澤巧平
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 不応招議員に同じ
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名
町長 中井章太 副町長 永井聡
教育長 土居正明 参事兼暮らし環境整備課長 紺田正俊
総務課長兼町民税務課長 中尾勇 財政・デジタル推進室長 井本光亮
町長公室長 戸毛祥博 協働のまち推進課長 松田有史
長寿福祉課長 森井志津佳 産業観光課長 椿本久志
教育次長 吉中久実 教育総務課長 紙森智章
スポーツ振興室長 辻中哲也
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名
局長 玉村陽子 参 与 坂本やよい
10. 議事日程
日程1 会議録署名議員の指名について
日程2 会期の決定について
日程3 議長の諸報告について
日程4 報第4号 令和6年度決算に基づく吉野町健全化判断比率等の報告について
日程5 議第39号 吉野町議会議員及び吉野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて

- 日程 6 議第 40 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程 7 議第 41 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程 8 議第 42 号 吉野町税条例の一部を改正することについて
- 日程 9 議第 43 号 令和 7 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 4 号について
- 日程 10 議第 44 号 令和 7 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号について
- 日程 11 認第 1 号 令和 6 年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 12 認第 2 号 令和 6 年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 13 認第 3 号 令和 6 年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 14 認第 4 号 令和 6 年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 15 認第 5 号 令和 6 年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 16 認第 6 号 令和 6 年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 17 認第 7 号 令和 6 年度吉野町水道事業特別会計の剰余金処分及び決算の認定について
- 日程 18 認第 8 号 令和 6 年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（吉野町）歳入歳出決算の認定について
- 日程 19 議第 45 号 よしのこども園大規模改修工事請負契約の締結について
- 日程 20 一般質問

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

<p>上滝議長</p>	<p>改めておはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員総数は8名でございます。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回吉野町議会定例会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。</p> <p>日程1 会議録署名議員の指名についてでございます。</p> <p>会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。</p> <p>2番 澤木久美子議員 3番 上麻里議員を指名いたします。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>日程2 会期の決定についておはかりします。</p> <p>本定例会の会期は本日より12日までの10日間にいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」 の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本定例会の会期は本日より12日までの10日間に決定いたしました。</p> <p>開会にあたりまして、中井町長よりごあいさつをお願い申し上げます。</p> <p>中井町長。</p>
<p>中井町長</p>	<p>開会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。</p> <p>令和7年第3回吉野町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方には何かと公務お忙しいところご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>まず、冒頭でございますけれども、本定例会は、職員の懲戒処分を行った後、初めての開催となります。今回の事案は、職員が地方公務員として義務を逸脱するに至ったものであり、その背景には議員との関係性が影響したという特殊な経緯がありました。町民の皆様の信頼を損なう事態となりましたこと、町長として改めてお詫びを申し上げます。また、私は組織の管理者としての責任を自ら厳粛に受け止め、8月20日、職員の処分の発表時におきましても、町長コ</p>

メントの中で、町長の給与を減額するという旨のコメントを出させていただきました。本定例会におきましては、町長の給与を10分の1、3か月減額する内容の条例改正案を提出いたします。自らの姿勢を町民の皆様、そして、議会の皆様に示し、信頼回復への第一歩としたいと考えております。それと同時に、この出来事を契機として議会と行政が互いに信頼し合い、健全な信頼関係のもとで協働していくことの大切さも、今回改めて強く感じた次第でございます。今後は政治倫理条例、そしてガイドラインの整備を進め、議員と職員がそれぞれの立場を尊重しながら、町民のために力を合わせて取り組める体制を構築してまいりたいと思います。どうか、本定例会におきまして、建設的な議論と協働の場となり、未来の吉野町に一步進めることを、そういった機会になりますことを心から願っております。改めまして、議員各位におかれましても、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、この機会に臨時会以降の行政報告をさせていただきたいと思えます。皆さん方のお手元に配付しております。主なものだけを報告をさせていただきたいと思えます。

7月22日、世界遺産吉野山活性化協議会がございました。これは、昨年世界遺産20周年を機に民間、そして各種団体が連携しながらいろいろ事業をやってまいりました。その20周年のイベントだけに終わらず、今後も30周年に向けても、そういった世界遺産の意義を伝えていこうということで、金峯山寺さん、そして吉野山観光協会、吉野町、そこが主体となって、この世界遺産協議会を設立させていただきました。直近でいきますと、9月27日に世界遺産講演会を東京で開催させていただいたり、そしてまた、11月ご開帳中、秋でございますけれども、吉野山の音楽祭などを企画しておりますので、またそういったことを通して、この吉野山世界遺産の意義を伝えてまいりたいなというふうに思っております。

そして7月29日、「吉野三町村老人福祉施設の管理運營業務に関する基本協定書」締結式がございました。こちらは、さくら苑でございますけれども、平成8年から事業を開始し、そのあと平成28年から10年間、あけみどりさんが指定管理者として運営をしていただきました。そして、新しい指定管理者先と

して太陽の村、現在、柳光という形で特養施設を運営していただいております。こちらのほう、令和8年4月1日から運営をしてまいりたいと、指定管理者として運営していただく予定でございます。非常に平成8年からですんで施設そのものも老朽化してまいりました。大規模改修も含めてですね、しっかりと運営できる体制をとっていかないといけないということで、現地のほうも視察をしてまいりましたけれども、また、議員各位におかれましても、この大規模改修に向けて予算等々の措置もご協力を賜りたいなというふうに思っておるところでございます。

そして8月6日でございます。市町村長トップセミナー「第1回ジェンダーギャップを考える」ということで、知事含めて首長さんがですね、このジェンダーギャップを考えるということで、意見交換、課題も含めてですけれども、そういった考える機会を持たせていただきました。特に、女性活躍推進法成立、2015年に設立したわけですけれども、それから10年の月日が経ちました。そういったことで、職場の中でも働き方が大きな環境の変化が生まれております。その中でも、特に女性管理職の方に関しましては、今日の日経新聞にもございましたけれども38%、男性に比べてやっぱりまだ低いと。吉野町におきましては現在、吉野町の管理職女性は28.6%でございます。そういったことでこういった環境の中で男女ともにですね、働きやすい環境づくりができるかということ、課題も含めながら意見交換をさせていただいた次第でございます。仕事・育児・介護、両立支援をできるような取組もしっかりとこれから職員とともに進めてまいりたいなというふうに思っております。

そして、8月7日でございます。「湯ったりほっこり地域間交流協定」締結式をさせていただきました。こちらのほうは、昨年、吉野広域行政組合エリアの川上・東吉野・吉野町で、公共の温泉を住民価格で利用できるという形で締結をさせていただいて、そこに上北山村さん、そして下北山村さん、1町4村で9月1日から6施設、住民の料金の価格で利用できるということで締結をさせていただいて、9月1日から使えるようになっております。こちらに関しまして、当然、施設利用を通して住民同士の交流をしていただきたいということもございまして、段々とですね、これから施設そのものも広域化して、活性化さ

せていくというふうな形になってこようかなというふうに思いますんで、こう
いったことも含めて、しっかりと公共施設の利活用についても進めてまいりた
いなというふうに思っています。

そして、8月19日、「奈良ウルトラマラソン」第1回実行委員会がございま
した。この「奈良ウルトラマラソン」でございませけれども、約30年ほど前か
ら、この「奈良ウルトラマラソン」を運営している企業さんがありまして、こ
のウルトラマラソンですけれども、2026年、来年でございませ。5月31日に開催
予定ということで、これは橿原、そして高取、大淀、明日香、五條、下市、黒
滝、吉野、このエリアを100キロ走るということで、今、実行委員会が立ち上
がって1回目の委員会をさせていただいたということございませ。これから
ランナーの募集とか、ボランティアの募集をしていく中で、地域の皆さん方に
も協力いただきながら、このウルトラマラソンに向けての実行委員会になった
ということございませんで、また、詳細な情報が出てき次第、ホームページ、
そして含めてチラシ等でご案内をさせていただきたいと思ひませ。

そして裏面にかわりまして、8月20日、奈良県・県内市町村環境省の訪問・
要望活動がありました。これはですね、今、特定外来生物クビアカツヤカミキ
リというのが、こういう虫がおるんですけれども、これが桜とかですね、桃の
木とか、そういうのに害になるということで、非常に枯れてくる虫でございま
す。これは北部、奈良とかですね、大淀ぐらいまで来てて、吉野町に関しては
令和5年に初めて確認されたということございませ。ただ、これ環境省に行
かせていただいたのは、吉野の桜は日本一の桜であり信仰の桜であると。そう
いった桜が、やはりこういう外来生物に脅かされることによって大きなダメー
ジを受けると。それをいち早く止めていくために環境省のほうにですね、補助
金の支援とか、そしてまた新たな支援拡充メニューということで行かしてい
たきました。今後ですね、恐らく、いろんな現地の下見を兼ねてこういったこ
とにどう対応していくかというのは、非常に重要なテーマになってこようかな
というふうに思ひませんで、今回、委員会のほうでも、この件についてご説明、
また、ご報告をさせていただきたいと思ひませ。

そして8月24日、奈良県まちかどトーク。これは、知事と市町村長の意見交

換会でございます。地域課題をテーマにした意見交換会で、今回、このまちかどトークというのは中南和地域の 22 市町村、この首長がですね、地域医療の充実とスポーツ観光の振興という形で、テーマにして意見交換をさせていただきました。特に、中南和の地域、山村地域におきますと医師不足等々が大きな課題になっておりますので、そういったことをテーマにしながら、そして吉野町にとりましては、関西ワールドマスターズゲームズが 2027 年でございますので、そういったスポーツ振興と観光とセットで振興にしていきたいということで、テーマを挙げて発表をさせていただいた次第でございます。

そして、8 月 26 日、吉野町通学路安全対策推進会議、この会議でございますけれども、議員の皆さん方もご存知の方もおられると思いますけれども、令和 4 年からこの組織の体制を見直しました。千葉のほうで通学路で大きな事故があって、それ以後、この通学路安全対策のトップが議長として知事になって、それぞれの市町村長が会長として、この協議会に入りながら、各種団体連携しながら、この安全対策を推進していくということで出来た会議であります。そこに対しまして、いろいろな課題を出すんですけれども、やはり連携と組織体制の見直しから、かなり重要なポイントについては、改善策が出来てきたかなというふうに思ってますので、ここに関してはさらに学校の体制の変化もありますけれども、しっかりと子どもたちの安全を守ってまいりたいなというふうに思っております。以上、行政報告とさせていただきます。

最後になりますけれども、本定例会に上程する議案でございます。報告が 1 件、条例改正が 4 件、補正予算案が 2 件、決算の認定が 8 件で、そして請負契約の締結が 1 件でございます。慎重審議、お願い申し上げ開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

上 滝 議 長

ありがとうございました。

日程 3 議長の諸報告に入ります。

会議規則第 128 条第 1 項のただし書の規定により、閉会中の議員派遣の報告書を別紙のとおり提出しておりますので、ご覧の上ご了承願います。

日程 4 報第 4 号「令和 6 年度決算に基づく吉野町健全化判断比率等の報告について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

井本課長。

井本財政・
デジタル
推進室長

失礼いたします。報第 4 号「令和 6 年度決算に基づく吉野町健全化判断比率等の報告について」ご説明申しあげます。提出議案等説明資料の 1 ページをご覧くださいと思います。

根拠法令につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項並びに第 22 条第 1 項の規定に基づきまして、健全化に関する比率並びに資金不足比率を報告させていただくものでございます。

健全化に関する比率でございますが、中段ほどにございます令和 6 年度の欄をご覧くださいと思います。実質赤字比率、連結実質赤字比率におきましては、赤字ではございませんので数値はございません。続きまして、実質公債費比率でございますが、前年度に比べまして 1.1 ポイント悪化しまして 8.5 パーセントとなっております。また、将来負担比率につきましては、前年度に比べまして 0.5 ポイント改善し、71.9 パーセントとなっております。

いずれの数値も早期健全化判断基準、財政再生基準を下回っていることから、7 月 31 日にございました決算審査におきまして、おおむね適正となっているとの意見をいただいておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、公営企業会計の資金不足比率でございます。資金収支不足につきましては、水道事業、下水道事業、農業集落排水事業ともに不足がなかったために数値はございません。以上、報告とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

上 滝 議 長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

本件につきましては、報告にとどめます。

日程 5 議第 39 号「吉野町議会議員及び吉野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

中尾課長。

中 尾
総務課長

失礼いたします。それでは提出議案等説明資料、2 ページをお願いいたします。議第 39 号「吉野町議会議員及び吉野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて」でございます。

改正の主旨といたしましては、公職選挙法施行令の改正によりまして、選挙運動用のビラ・ポスターの公費負担の限度額が引上げられたため、この条例改正をするものでございます。

改正の概要につきましては、第 8 条で選挙運動用のビラの作成の公費負担に係る限度額を引き上げるものでございます。改正前、1 枚あたり 7.73 円を 8.38 円に、1 枚あたり 0.65 円引き上げるものでございます。また、11 条におきましては、選挙運動用ポスターの作成の公費負担に係る限度額を引上げさせていただいております。改正前の 1 枚あたり 541.31 円を 586 円 88 銭に、45.57 円の引上げを行うものでございます。参考として表示をさせていただいております町議会議員選挙の場合におきましては、ビラの作成枚数 1,600 枚ということになっております。上限額をつくっていただきまして 8.38 円を掛けますと 1 万 3,408 円。また、ポスターにつきましては、掲示場 97 か所でございますので、上限の限度額 37 万 3,256 円を公費負担をさせていただくというような条例改正になっております。

施行期日につきましては、公布の日でございます。以上、ご審議よろしくお願いたします。

<p>上 滝 議 長</p>	<p>質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(「 質 疑 な し 」 の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませ んか。</p> <p style="text-align: center;">(「 異 議 な し 」 の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。</p> <p>日程 6 議第 40 号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する ことについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">(事 務 局 朗 読)</p> <p>説明を求めます。</p> <p>中尾課長。</p>
<p>中 尾 総 務 課 長</p>	<p>失礼いたします。それでは 3 ページをお願いいたします。議第 40 号「職員の 勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて」でございます。</p> <p>改正の主旨といたしましては、育児を行う職員の職業生活、仕事と家庭の両 立を一層容易にするため、国に準じまして子どもの年齢に応じた柔軟な働き方 を実現するための措置を講じるものでございます。目的といたしましては、国 との均衡を図る観点から、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意 向確認等を行うことを規定するなどの条例整備を行うものでございます。</p> <p>改正の概要につきましては、子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現する ための措置といたしまして、一つ目といたしましては、妊娠、出産等について 申出をした職員に対する意向を配慮すること。二つ目といたしましては、3 歳 に満たない子どもを養育する職員に対する育児に対する両立支援制度に関する 情報提供・意向確認等を行うというものでございます。</p>

施行期日につきましては、令和7年10月1日となっております。よろしくお願いいたします。

上 滝 議 長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程7 議第41号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

中尾総務課長。

中 尾
総 務 課 長

それでは、4ページをお願いいたします。議第41号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて」でございます。

改正の主旨といたしましては、先ほどの条例改正 議第40号の条例改正と主旨は同じでございますけれども、地方公務員の育児休業に関する法律の改正に伴いまして、育児を行う職員の職業生活と家庭の両立を一層容易にするため、部分休業制度の拡充を行うものでございます。根拠法令といたしましては地方公務員の育児休業等に関する法律、他でございます。

改正する条例の概要でございます。部分休業の取得パターンの多様化ということで、現在、部分休業の取得といたしましては、1日につき2時間以内の範囲内で取得することができるという、現行のパターンはございます。それに合

わせまして、1年につき10日間相当の範囲内で、部分休業を取得ができるというパターンを加えまして、いずれかのパターンを選択することができるというような改正でございます。この改正につきましては、急な子どもの病気ですとか、子どもの行事などに合わせて休業をとるというようなことを想定しております。①といたしまして、育児休業の請求をした申出に係る単位期間、1年で10日ということですので、1年間の期間は、4月1日から3月31日までというふうに規定を定めております。また、1年につき請求ができる時間の上限ということで、常勤職員については、1日の勤務時間7時間45分でございますので77時間30分。また、非常勤職員については、それぞれ職員の勤務時間が異なりますので、それぞれの勤務時間あたりに10日分を掛けて乗じた期間を上限とするというような改正でございます。

施行期日につきましては、令和7年10月1日でございます。よろしくお願いいたします。

上滝議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程8 議第42号「吉野町税条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

中尾課長。

<p>中尾町民 税務課長</p>	<p>失礼いたします。5 ページをお願いいたします。議第 42 号「吉野町税条例の一部を改正することについて」でございます。</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、公示送達の方法、町民税の特定親族特別控除の新設、町たばこ税の加熱式たばこの換算方法に係る規定の整備を行うものでございます。</p> <p>改正の概要といたしましては、①といたしまして 18 条関係、公示送達でございます。所在不明等の理由によりまして、税の通知書等が本人に届かない場合など、町のホームページに公示事項を表示する方法ですとか、事務所に設置したパソコン等の画面により表示することにより、公示送達を可能とするような規定の整備を行うものでございます。また、②といたしまして、町民税関係でございます。大学生年代の子ども、19 歳から 22 歳に係る特別控除、特定親族特別控除というものを創設をするというものでございます。それらの新制度の改正に合わせて、所得控除、申告等に係る規定を整備するものでございます。</p> <p>③といたしましては、町たばこ税関係ということで、国のたばこ税の課税標準の見直しに伴いまして、町たばこ税の加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算する方法の規定を改正するものでございます。</p> <p>施行期日につきましては、それぞれ①、②、③に定められております施行期日となっております。以上です。よろしくお願いいたします。</p>
<p>上 滝 議 長</p>	<p>質疑を求めます。</p> <p>辻内議員。</p>
<p>辻 内 議 員</p>	<p>すいません、教えていただきたいだけでございます。</p> <p>先ほどから中尾課長が全部、議案説明資料に基づいて説明していただいているんですが、一方で、例えば議第 42 号の 1 枚目をめくると、吉野町税条例の一部を改正する条例ということで、条例を改正するための条例がまたあるのかとこのように読めるんですが、今までのやつ全部そうなるんですが、これはどういうふうに理解したらいいのでしょうか。</p>

上滝議長	はい、中尾課長。
中尾町民 税務課長	はい、議員さんのおっしゃるとおりです。税条例を一部を改正する条例を今回審議していただくと。
上滝議長	はい、辻内議員。
辻内議員	すいません。質問の意図が通じてないんですけども、このタイトルを私言っ てまして、条例の一部を改正する条例。なんか、日本語として改正、条例を改 正する。それを改正するためにまた条例が要る。こういうふうに、私の日本語 力の問題ですか。
上滝議長	はい、中尾課長。
中尾町民 税務課長	すいません。あの、私のちょっと説明が行き届いてませんでした。基本は辻 内議員の言われるとおりで、税条例、本体の税条例はもともと可決されたもの がございまして、その中身の一部を改正するときには、新たに条例を、条例 改正する条例として条例を作成しまして議決をいただくと。
辻内議員	わかりました。
中尾町民 税務課長	申し訳ございません。
上滝議長	よろしいか。 はかに質疑をございませんか。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 9 議第 43 号「令和 7 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 4 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

井本課長。

井本財政・
デジタル
推進室長

失礼いたします。議第 43 号 令和 7 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 4 号につきましてご説明させていただきます。提出議案等説明資料の 6 ページ、7 ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入歳出の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 億 9,731 万円を追加しまして、補正後の予算額を 67 億 1,932 万 5,000 円とするものでございます。次に、債務負担行為の補正でございますが、塵芥車更新に関わります費用につきまして、令和 8 年度に限度額 1,300 万円を追加するものでございます。続きまして、地方債の補正でございますが、公共施設整備といたしまして、吉野神宮駅前駐車場の改修の財源といたしまして、420 万円の借入れを追加するものでございます。廃止につきましては、塵芥車の更新を令和 7 年度、8 年度 2 か年で実施するために、令和 7 年度の廃棄物運搬施設等整備の限度額を減額するものでございます。また、変更につきましては、公共土木施設災害復旧で、災害復旧費の補正によりまして限度額を 90 万円増額するものでございます。

続きまして、歳入の補正でございます。11 款「地方交付税」の普通交付税で 1 億 4,773 万 2,000 円の増額でございます。こちらは、7 月に通知されました普通交付税の交付決定額と当初予算額の差額を補正するものでございます。続いて 13 款「分担金及び負担金」の 100 万円の増でございます。こちらは、奈良県広域水道企業団へ派遣しております職員の人件費分の負担金でございます。15

款「国庫支出金」1,074万2,000円の増でございますが、こちらは、管外保育委託、また、災害復旧事業に係ります国庫負担金の増額、また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額でございます。続きまして、16款「県支出金」216万6,000円でございますが、こちらは、管外保育委託に係ります県負担金の増額でございます。18款「寄附金」300万円の増につきましては、地方創生応援税制寄附金、いわゆる企業版ふるさと納税の増額分でございます。続きまして、19款「繰入金」26万4,000円につきましては、介護保険特別会計からの繰入金の増額でございます。20款「繰越金」につきましては4,030万6,000円の増額でございます。歳入最後に、22款「町債」の790万円の減額でございますが、こちらは先ほど地方債の補正でご説明させていただきましたとおりでございます。

続きまして、歳出でございます。まず、各款にわたっております職員給与費でございますが、こちらは、人事異動等に伴う補正を行うものでございます。続きまして、2款「総務費」1億7,402万4,000円の増でございます。主なものといたしましては、財政調整基金に7,000万円。また、その他特定目的基金積立金といたしまして、庁舎整備基金に1億円を積み立てるものでございます。また、吉野神宮駅前駐車場管理事業422万4,000円につきましては、駐車場の入り口ゲートを改修するための費用でございます。3款「民生費」の1,408万6,000円の増でございますが、まずは老人福祉事業の477万3,000円に関しましては、町内の介護施設に対しまして、物価高騰の影響を軽減するために補助するものでございます。また、よしのこども園管理総務事業の931万3,000円に関しましては、管外保育利用者の増に伴います委託料の増額でございます。4款「衛生費」につきましては、塵芥車の購入を令和8年度までの2か年で実施するために1,300万円を減額するものでございます。6款「観光商工費」につきましては、桜に対する特定外来生物の対策に対する補助金300万円でございます。10款「災害復旧費」1,000万円につきましては、6月の豪雨によります災害復旧費の増額でございます。最後に、11款「公債費」の800万円の増でございますが、こちらは、地方債の利子の償還の増額でございます。説明は以上となります。ご審議のほうよろしくお願いいたします

<p>上滝議長</p>	<p>質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(「 質 疑 な し 」 の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「 異 議 な し 」 の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。</p> <p>日程 10 議第 44 号「令和 7 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。</p> <p>森井長寿福祉課長。</p>
<p>森井長寿福祉課長</p>	<p>失礼いたします。議案説明資料 8 ページをお願いいたします。議第 44 号「令和 7 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号について」でございます。</p> <p>補正予算の概要 補正前の額 11 億 7,864 万 7,000 円。補正額 1,866 万 6,000 円。補正後の歳入歳出予算額は 11 億 9,731 万 3,000 円となっております。</p> <p>歳入の補正ですが、5 款「財産収入」4 万 7,000 円、財政調整基金利子。7 款「繰越金」1,861 万 9,000 円、前年度繰越金。合計は 1,866 万 6,000 円でございます。</p> <p>歳出の補正ですが、4 款「基金積立金」70 万 3,000 円、令和 6 年度の財政調整基金積立金でございます。5 款「諸支出金」1,796 万 3,000 円。内訳といたしまして、償還金 1,769 万 9,000 円。一般会計繰出金 26 万 4,000 円。歳出合計は 1,866 万 6,000 円となっております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>

<p>上 滝 議 長</p>	<p>質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(「 質 疑 な し 」 の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませ んか。</p> <p style="text-align: center;">(「 異 議 な し 」 の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。</p> <p>日程 11 認第 1 号「令和 6 年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程 12 認第 2 号「令和 6 年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について」</p> <p>日程 13 認第 3 号「令和 6 年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について」</p> <p>日程 14 認第 4 号「令和 6 年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 について」</p> <p>日程 15 認第 5 号「令和 6 年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認 定について」</p> <p>日程 16 認第 6 号「令和 6 年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決 算の認定について」</p> <p>日程 17 認第 7 号「令和 6 年度吉野町水道事業特別会計の剰余金処分及び決 算の認定について」を議題として一括上程し、議案の朗読を省略して直ちに説 明を求めます。</p> <p>中尾総務課長。</p>
<p>中 尾 総 務 課 長</p>	<p>失礼いたします。それでは、決算につきましては、別にお配りをしておりま す、歳入歳出決算説明書で説明をさせていただきたいと思います。よろしくお</p>

願いたします。

それでは、私のほうからは、一般会計、そして国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の3会計について説明をさせていただきたいと思います。ページをめくっていただきまして1ページでございます。歳入歳出決算説明書、一般会計から農業集落排水事業特別会計の6会計について、掲載をさせていただいております。ページめくっていただきまして2ページでございます。2ページにつきましては、この下段の表でございますが、一般会計につきましては、一般会計歳入決算額62億1,170万423円。歳出決算額につきましては58億8,302万2,919円。差引きします形式収支といたしましては3億2,867万7,504円。翌年度に繰り越す財源といたしまして、413万3,000円。実質収支といたしまして、3億2,454万4,504円となっておりますでございます。3ページに入りまして一般会計のほうから説明をさせていただきます。歳入でございます。歳入の概要につきましては、1款の「町債」7億4,703万円から22款、あ、ごめんなさい1款は「町税」ですね、22款「町債」3億2,090万まで合わせまして、歳入総額62億1,170万でございます。前年度に対しまして、2,568万2,000円の減でございます。増減額の欄で主なものをご説明をさせていただきたいと思います。1款の「町税」といたしまして、1,297万円の増ということで、町民税の約1,000万の増、並びに法人町民税の600万の増でございます。2款の「地方譲与税」につきましては、森林環境譲与税1,300万の増に伴う増額でございます。少し飛びまして10款「地方特例交付金」につきましては、コロナの定額減税の補填といたしまして、1,865万2,000円増額となっているところがございます。11款の「地方交付税」につきましては、普通交付税1億円の増に伴う増でございます。また、15款の「国庫支出金」につきましては、2,173万1,000円の減ということでございますが、コロナワクチンの接種終了に伴う影響でございます。県の支出金につきましては、4,737万4,000円の増でございます。民生費の補助金の増1,700万円、選挙費委託金の増1,000万円等でございます。「財産収入」といたしましては、1,397万4,000円の増でございます。こちらについては、吉野山ビジターセンターの土地並びに建物の売却でございます。「寄附金」につきましては、ふるさと納税の減少によりまして、前年度より

2,686万9,000円の減となっております。主な増減については、以上のとおりとなっております。また、あわせまして4ページから16ページにかけては、各款別のそれぞれの内訳を記載をさせていただいております。ご参照いただきたいと思います。歳入の概要についての説明は以上でございます。続きまして17ページをお願いいたします。17ページ一般会計の歳出の概要でございます。同じく、1款の「議会費」6,516万6,000円から12款「予備費」まで歳出の合計といたしまして、58億8,302万3,000円でございます。こちらにつきましても、主な増減額を説明をさせていただきます。2款「総務費」でございます。前年度比1億1,681万6,000円でございます。こちらに関しましては、公有財産の管理といたしまして2,000万円の増、自治振興費の増として2,300万円など、情報管理費として2,700万円の増などがございます。4款「衛生費」につきましては、前年度比で1億7,145万4,000円の減でございます。こちらについては、南和医療の企業団への整備費といたしまして、昨年度比1億円の減、それから、コロナワクチンの接種で6,000万円の減、水道企業団への繰出し1億円の増などがございます。「土木費」につきましては、前年度比6,300万7,000円の減でございます。こちらについては、道路橋梁費の減3,000万円並びに下水道繰出しの減4,000万円などによるものでございます。9款「教育費」につきましては、7,115万6,000円の増でございます。こちらにつきましては、スクールバスの購入、公民館の改修等の増によるものでございます。あわせまして18ページから25ページにつきましても、それぞれの款ごとの概要について説明をさせていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。続きまして39ページをお願いいたします。39ページに入ります。こちらにつきましては、繰出金の状況ということで、一般会計から各特別会計への繰出金の状況を掲載させていただいております。令和6年度につきましては、総額7億1,764万8,000円、特別会計のほうへ繰出しをしておるところでございます。ページをめくっていただきまして、40ページでございます。町債、借入金の状況でございます。こちらにつきましては、令和6年度の末の残高といたしまして、一般会計58億7,761万8,000円。また、特別会計を含めまして、令和6年度末の現在高として91億3,900万4,000円でございます。次のページ

に入りまして、41 ページにつきましては基金の状況を掲載させていただいております。一般会計の基金といたしまして、令和6年度の残高につきましては、財政調整基金ほか、合わせまして16億4,997万8,691円の基金残高でございます。下の表につきましては、令和6年度中に取崩しました基金の充当先を掲載させていただいております。ページめくっていただきまして、42 ページにつきましては、介護保険特別会計並びに農業集落排水事業特別会計の基金残高を掲載させていただいております。43 ページに入ります。一般会計の繰越明許費の状況でございます。こちらにつきましては、令和6年度から7年度へ繰越しさせていただきます事業、全12事業で1億4,474万8,000円でございます。財源については下の表のとおりでございます。ページめくっていただきまして最終ページ44 ページでございます。財産の状況を記載させていただいております。土地及び建物、有価証券、出資による権利、債権、また、最下段には農業集落排水事業特別会計の財産の状況でございます。

一般会計の説明は以上で終わらせていただきまして、続きまして26 ページをお願いいたします。26 ページにつきましては、認第3号 吉野町国民健康保険特別会計でございます。こちらについての歳入の状況といたしましては申し訳ございません。認第2号 吉野町国民健康保険特別会計でございます。歳入の状況といたしましては、令和6年度の収入済額といたしまして、10億1,571万5,996円でございます。内訳については次の表にございます通り、1 款の「国民健康保険税」1億5,101万4,390円から8 款の「国庫支出金」999万4,000円まで、10億1,571万5,996円でございます。前年度比8,151万4,250円の減少でございます。下の表に行きまして、歳出の状況でございます。令和6年度の支出済額といたしましては、9億3,164万5,274円。内訳については次のページをお願いいたします。こちらにつきましても、1 款の「総務費」から6 款の「予備費」まで、総額9億3,164万5,274円でございます。前年度比6,443万9,472円の減少でございます。その表の最下段をお願いいたします。事業概要といたしまして、令和6年度の加入世帯数としては、前年度比43件減少の1,035件、被保険者数といたしましては、前年度比99件減少の1,557名でございます。一人当たりの保険税をいただいた金額といたしましては、9万4,042円。それか

ら、一人当たりの費用、かかった費用といたしましては、48万4,439円でございます。前年度比1万7,902円の増加をしておるところでございます。国民健康保険特別会計については、以上でございます。

続きまして、次のページ28ページをお願いいたします。認第3号 吉野町後期高齢者医療特別会計でございます。こちらにつきましても、歳入の状況といたしまして、令和6年度の収入済額といたしまして、1億8,132万6,247円でございます。内訳につきましては、次の表のとおりでございます。1款の「後期高齢者医療保険料」1億2,450万2,500円から、6款の「諸収入」342万4,075円まで、合計いたしまして1億8,132万6,247円でございます。前年度比1,532万6,857円の増額となっております。次のページをお願いいたします。歳出の状況といたしまして、令和6年度の支出済額といたしましては1億8,090万9,797円でございます。内訳といたしまして、次の表のとおりで1款の「総務費」265万7,150円から、4款の「諸支出金」4万2,700円までの合計1億8,090万9,797円でございます。前年度比と対比いたしまして1,554万3,757円の増額でございます。こちらについても最下段、事業の概要を説明をさせていただきます。令和6年度の被保険者数といたしましては、24名増加の1,860人。保険料といたしまして、一人当たり6万6,936円をいただいております。費用、かかった費用につきましては、一人当たり84万5,820円となっております。以上で、簡単ではございますが、認第1号から認第3号の説明とさせていただきます。

上 滝 議 長

続いて、森井長寿福祉課長。

森 井 長 寿
福 祉 課 長

失礼いたします。認第4号 介護保険特別会計決算報告について、決算説明書30ページをご覧ください。

まず、保険事業勘定、歳入の状況ですが、令和6年度の収入済額が12億4,688万9,881円となっております。款別の前年度比較ですが、1款「保険料」から8款「諸収入」まで、合計いたしまして12億4,688万9,881円。967万4,594円の減となっております。ページを送っていただきまして31ページをお願いいた

します。歳出の状況ですが、支出済額、令和6年度12億2,826万1,690円。款別の前年度比較につきましては、1款「総務費」から6款「予備費」まで、合計いたしまして12億2,826万1,690円でした。前年度からの増減額は3,674万3,385円の増となっております。事業概要の前年度比較は、令和6年度のサービス利用者数が在宅では2人の増、施設では9人の増となっております。

続いて、32ページ、サービス事業勘定でございます。歳入の状況ですが、令和6年度収入済額232万400円。款別の前年度比較としましては、1款「サービス収入」から3款「繰越金」まで合計いたしまして232万400円。121万2,178円の減となっております。款別で、1款「サービス事業費」の合計額といたしまして、令和6年度の歳出は232万400円でした。認第4号の説明は以上となります。

上滝議長

続いて、紺田参事のほうからお願いいたします。

紺田参事

失礼します。私のほうから、認第5号 令和6年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認第7号 令和6年度吉野町水道事業特別会計剰余金処分及び決算の認定について、あわせて説明させていただきます。説明書33ページでございます。

下水道事業特別会計の歳入の状況でございます。収入済額といたしまして、2億821万4,000円でございます。内訳といたしまして、1款「分担金及び負担金」から6款「町債」まで、合計額2億821万4,000円でございます。対前年度比につきましては、1,060万1,890円でございます。歳出の状況でございます。歳出済額といたしまして、2億821万4,000円でございます。1枚めくっていただきまして34ページをお願いいたします。歳出の内訳でございます。1款「下水道事業費」から2款「公債費」まで、合計額2億821万4,000円でございます。対前年度額といたしまして、1,060万1,890円でございます。事業の概要といたしましては、認可区域人口が1,887人、そして整備区域人口といたしまして1,780人でございます。認可区域の整備率といたしまして、94.33%となり、下水道の接続人口は現在1,552人でございます。よって下水道の接続率

といたしましては、87.19%となっております。

続きまして、35 ページの農業集落排水事業特別会計をご説明させていただきます。歳入の状況でございます。収入済額 2,413 万 6,249 円。内訳といたしまして 1 款「分担金及び負担金」から 6 款「町債費」合計額 2,413 万 6,249 円。対前年度額といたしまして、801 万 2,972 円でございます。歳出の状況でございます。支出済額といたしまして、2,330 万 3,206 円でございます。内訳といたしまして、「農業集落排水事業費」から「公債費」まで、合計額 2,330 万 3,206 円でございます。

続きまして、36 ページの水道事業特別会計をご説明させていただきます。剰余金の計算書でございます。資本金につきましては、1 億 7,652 万 3,700、すいません。17 億 6,523 万 7,165 円に対しまして、剰余金に対しましては、資本剰余金が 1 億 5,783 万 682 円でございます。利益剰余金の処分といたしまして 0 でございます。よって、資本合計といたしまして、19 億 2,306 万 7,847 円でございます。剰余金の計算書につきましては、今ご説明させていただいたとおりでございます。業務の概要でございます。給水人口といたしまして 5,699 人、給水戸数 4,596 戸、そして年間配水量が 96 万 7,219 立方メートルでございます。年間給水量が 67 万 7,228 立方メートルでございます。給水単価といたしましては、240.74 円、1 立方あたりでございます。そして給水原価といたしましては、1 立方あたり 610.65 円となっております。決算の状況でございます。収益的収入及び支出でございます。収入の決算額、水道事業収益の「営業収益」から「特別利益」まで、合計額 5 億 5,087 万 2,556 円でございます。支出でございます。1 項の「営業費」から 4 項「予備費」まで、合計額 4 億 3,493 万 2,465 円となっております。資本的収入及び支出でございます。資本的収入といたしまして、1 項「企業債」から 5 項「その他資本的収入」まで、合計額 1 億 6,508 万 3,332 円となっております。資本的支出でございますが、1 項「建設改良費」から 2 項「企業債償還金」まで、3 億 4,313 万 1,095 円となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1 億 7,804 万 7,763 円は、過年度分損益勘定留保資金、また、当年度分損益勘定留保資金及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しているものでございます。以上でございます。

よろしくお願いたします。

上 滝 議 長

ただ今の各会計歳入歳出決算の監査報告を上監査委員にお願いいたします。

上 議 員

監査報告。去る7月31日に地方自治法第233条第2項の規定により、令和6年度吉野町一般会計、特別会計の各決算に関する決算審査並びに令和6年度決算に基づく財政健全化審査を、また地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和6年度吉野町水道事業特別会計に関する決算審査を阪口監査委員とともに実施をいたしましたので、その結果を報告いたします。

審査の結果、

- 1 歳入歳出簿等の関係帳簿は全て正確であった。
- 2 各収支とも決算内容は法に触れるものがないと認める。
- 3 歳入歳出とも適正に行われており、全て予算に適合しているものと認める。
- 4 決算内容は正確に処理されており、誤りがないものと認める。
- 5 歳計現金の管理状況は万全かつ適正な管理を行っているものと認める。
- 6 財政健全化審査における実質公債比率については早期健全化基準を下回り、おおむね適正である。
- 7 将来負担比率については早期健全化基準と比較するとこれを下回り、おおむね適正である。

との結果でありました。なお、第5次総合計画を念頭に置き、今まで掲げた目標の達成状況や効果検証を行い、外部施策評価も含めその検証結果をわかりやすく町民に説明をいただくようお願いする。また、今後の地方財政が一層厳しくなる見通しの中で決算結果を総括し、これを生かして既存事業、新規事業を問わず、その目的や期待される効果と検証を明記した上で、長期的な財政計画と整合のとれた各種施策の推進と行政運営に努めていただくことを要望する。

監査委員として以上の意見を付して、令和6年度吉野町一般会計及び特別会計並びに吉野町水道事業特別会計の歳入歳出決算等の審査報告を終わります。

上滝議長	上程いたしました各会計歳入歳出決算について質疑を求めます。 辻内議員。
辻内議員	一般会計について質問いたします。 昨年11月に、いわゆる終活、終わりの活動に関する講演とエンディングノートが配布されました。それを、私は、この一般会計決算書で、1センチ以上あるやつですけども全部見ましたが、きっちりとしたマッチする項目が見当たりません。一体幾ら使われたのか、そしてそのことはどのページに載っているのか、教えていただきたいと思います。
上滝議長	答弁される方は、誰。 はい、森井課長。
森井長寿 福祉課長	失礼いたします。昨年度終活に関する講演会をさせていただいたんですけれども、すいません、一般会計の決算書の中で・・・。
辻内議員	わからなかったから、わからないで。
森井長寿 福祉課長	そうですね。あの確認、ちょっとページがすぐ、なんですけど、確認はしております、講演会の謝金とですね、エンディングノートの印刷の費用のほうは計上しております。はい、すいません。以上になります。
上滝議長	はい、辻内議員。
辻内議員	その予算はどこから出てきたんですか。当初予算じゃなくて補正予算でも上がってないと思います。
上滝議長	はい、森井課長。

森井長寿 福祉課長	そうですね。もともと地域福祉で計上しておりました社会福祉総務費があるんですけども、そちらのほうから支出をさせていただいております。
上滝議長	辻内議員。
辻内議員	金額とですね、それから予算書、そして、この決算書の関係、きっちりと説明してください。これ、議長よろしいですか。
上滝議長	はいどうぞ。
辻内議員	前後しましたけども質問の意図を申します。今日欠席されている議員が、6月に一般質問された内容を、先日、処分された当時の課長であった長寿福祉課が行った事業でございます。私としては、このお金の流れ非常に注視しておりますので、よろしく願いいたします。
上滝議長	はい、それでよろしいですか。
辻内議員	はい。
上滝議長	あ、課長、今の一般質問をしっかりと聞いて、また、回答をお願いいたします。 ほかにございませんか。 <p style="text-align: center;">(「 質 疑 な し 」 の声あり)</p> 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 認第1号から認第7号については、予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、認第1号から認第7号については、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程18 認第8号「令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（吉野町）歳入歳出決算の認定について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。

中尾課長。

中尾町民
税務課長

失礼いたします。提出議案等説明資料10ページをお願いいたします。認第8号 令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（吉野町）歳入歳出決算の認定でございます。

こちらにつきましては、根拠法令といたしまして地方自治法第292条、地方公共団体に関する規定の準用ということで、また、地方自治法施行令第5条第3項におきまして、事務を承継した団体での議会の認定という項目に基づきまして、提出をさせていただいております。歳入歳出決算の概要といたしましては、歳入歳出とも20万円ということでございます。決算認定の概要について説明をさせていただきます。奈良県住宅新築資金等貸付金管理回収組合、平成16年度に一部事務組合として結成をされました。こちらについては、ほぼ役割を終えまして、令和7年の3月31日をもって解散するということが、構成団体の協議により議決をされておるものでございます。解散に伴う協議書の中で、令和6年度末をもって解散した後は、構成団体ごとに決算書を調整をして、当該町村の監査委員の監査をいただき、当該市町村の議会の認定に付するという事になっておることから、認定を求めるものでございます。なお、解散時点で、吉野町が以前に貸付けた回収金、まだ5件残っております。こちらにつきましては、吉野町に帰属させまして、引き続き回収に努めてまいると

	<p>ころでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
上 滝 議 長	<p>ただ今の本会計歳入歳出決算の監査報告を上監査委員にお願いいたします。</p>
上 議 員	<p>監査報告。去る8月14日に地方自治法第292条において準用する、地方自治法施行令第5条第3項の規定により、令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（吉野町）の決算審査を、阪口監査委員とともに実施いたしましたので、その結果を報告いたします。</p> <p>審査の結果、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収支とも決算内容は法に触れるものがないと認める。 2 歳入歳出とも適正に行われており、全て予算に適合しているものと認める。 3 決算内容は正確に処理されており、誤りがないものと認める。 <p>との結果でありました。</p> <p>なお、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合解散後の未収金については、吉野町が貸付けた資金は吉野町に帰属するため、吉野町として引き続き回収に努めていただくことを要望する。</p> <p>監査委員として以上の意見を付して、令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（吉野町）の歳入歳出決算等の審査報告を終わります。</p>
上 滝 議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>上程いたしました本会計歳入歳出決算について、質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 質 疑 な し 」 の声あり ）</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>認第8号については、予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）</p>

異議なしと認めます。

よって、認第8号については、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程19 議第45号「よしのこども園大規模改修工事請負契約の締結について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

紙森教育総務課長。

紙森教育
総務課長

提出議案等の説明資料の別とじになっております1枚ものでございます。ページ数振ってございます。11ページ、議案説明資料をご覧ください。議第45号 よしのこども園大規模改修工事請負契約の締結でございます。工事の概要といたしまして、工事名 よしのこども園大規模改修工事。契約の方法は、一般競争入札による契約でございます。契約の金額7,920万円、うち消費税に相当する額720万円でございます。契約の相手方 奈良県吉野郡吉野町大字柳500番地の2 株式会社藤裏工務店 代表取締役 藤裏和弘。工期は本契約締結の翌日から令和8年3月31日までとなっております。

このたびの工事は、令和6年4月から一園化したよしのこども園が、築47年以上経過していることから、老朽化した園舎のうち、特に給食調理室や公共下水道と衛生環境の改善のための改修を行うものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

上滝議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

続いて、一般質問に入るわけでございますが、暫時休憩をしたいと思いますのでお
ります。

再開は11時30分といたします。よろしくお願いを申し上げます。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時30分 再開)

再開いたします。

日程20 一般質問に入ります。

長谷政和議員より出されております

(1) 旧吉野小学校グラウンドの既存利用について

(2) 選挙の投票率向上について

の一般質問をお願い申し上げます。

長谷議員。

長谷議員

1番 長谷政和です。まだ、この場に立つのはなかなか慣れませんが、今日
も元気に質問していきたいと思っております。私のほうから、今回、二つテー
マ準備いたしました。

まず、一つ目の質問なんですが、旧吉野小学校グラウンドの既存利用につい
てでございます。昨年10月4日、吉野町は株式会社奥村組と旧吉野小学校学校
跡地利活用事業に係る基本協定を締結しました。奥村組が旧吉野小学校跡地を
利活用する方向で動いてくれているというのは、大変ありがたい話であり、上
市、吉野地区のにぎわい創出のためにも、ぜひとも進めていって欲しい案件で
あると思っております。今年の7月には、吉野さくら学園の小学校4年生から
中学校3年生を対象に、奥村組による旧吉野小学校の跡地活用に関する説明会
とワークショップを開催されたようで、うちの子どももその説明を受けて、完

成するのが大変楽しみになったと言っておりました。ただ、一方で、これまでずっとその場所を使用してきた利用者団体から、不満が出ていることご存じでしょうか。旧吉野小学校のグラウンドで、毎週土日に練習をしている NPO 法人吉野スポーツクラブの少年野球チーム、吉野ビクトリーがあります。便宜上、少年野球と呼んでいますが、メンバー約 20 名のうち、女子も数名在籍しています。今年の 6 月には、プロ野球阪神の元監督で、野球解説者の矢野燿大さんが野球チームを訪れる「オレたちの野球プロジェクト」にも選ばれ、チームの子どもたちはプロから直接指導を受けるという、またとない機会を得られ大変有意義な時間を過ごしておりました。そのような少年野球チームに対し役場側は、12 月より奥村組の工事が入るため、グラウンドの隅に設置されたコンテナの撤去を求めています。そのコンテナというのが、これですね、この写真ですね。

はい。このコンテナなんですけど、ここには野球をするために必要な用具等を入れるための、いわゆる倉庫として長年使用しており、中にはバット、ヘルメット、ボール、ベース、テント、あと練習に関わるいろんな備品がここに入っております。このコンテナを、今年の 11 月末までに、役場側から撤去を命じられたとチーム関係者から聞いたんですが、これ事実でしょうか。事実だとしたらそもそも、ずっと前からこの場所に存在するコンテナは、チーム側で撤去しなければならないものなのではないでしょうか。担当課にお伺いします。

上 滝 議 長 戸 毛 課 長。

戸 毛 はい、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

町長公室長 今、野球部のコンテナがそもそもどういうものかというようなご質問であったかと思いますが、一点、整理をさせていただきますと、奥村組さんと基本協定を結んで、今、建築確認関係の 12 条 5 項報告の作成に伴いまして、工事を実施していく上で、安全確保していく上で、今、長谷議員がおっしゃいましたコンテナというのは、吉野小学校が出来た後に、スポーツ少年団のほうでそもそも設置されたものであるという認識がございます。で、それぞれのものは、現行、建築確認をとっていく上で、形、法的には違法建築物になってくるとい

うことがありますので、一旦、撤去する必要があるという認識をしております。ただし、我々、スポーツ少年団の野球のほうに、一旦、この倉庫をとっていただきたいということも申し上げさせていただきました。ただし、今後、工事含めて、一旦、代替の倉庫がここにあるので、これを代替していただきたいというようなご提案も現在進めているところでございます。単純に撤去してくださいというお話ではなくて、今後、工事期間中、それから、つけ加えますと、奥村組さんが使われて、皆さんが使われたときにどうするかという二つに分けて、これから話を進めていくことになりますので、単純に撤去してくださいということではなくて、現在、協議中であるという認識をいただけるほうがありがたいかと思えます。以上でございます。

上 滝 議 長 はい、長谷議員。

長 谷 議 員 ありがとうございます。コンテナの代替品ですか、違法建築なので今あるコンテナは撤去しないといけない。ただ、その代わりに代替品は一応用意するというふうに、今、おっしゃったと思うんですが、それが恐らく、旧わかばこども園、あるいは旧吉野北小学校で余っているコンテナよりもさらにサイズが小さい、倉庫というよりは物置のようなものだ。それも私のほうでも把握しておるんですが、そういうものを提案された。それをその、これ、さっき見ていただきましたけど、ここに結構ぎっしり、これ、今、練習中なんでちょっと中がね、ちょっと空いたスペースありますけど、ここにも練習、今、してるね最中の道具がやっぱ入ってるわけですよ。そんなん一式、そのより小さな物置に収納できるとお考えでしょうか。

上 滝 議 長 戸毛課長。

戸 毛 その点につきましても、我々、その現状を認識していないわけではございません。今後、今ある代替の倉庫の話もございますし、もちろんこれから工事が進んででき上がってきたら、別の、まあ言うたら少し、運ぶ場所を変えても

わないといけないとは思いますが、違う荷物置きを作っていこうというようなどころを進めておりますけども、ご理解いただきたいのは、今後、この旧吉野小学校は、今まではスポーツ少年団であったりとかスポーツ活動で短期的に使われるようなどころでありましたけども、今後、奥村組さんが使われることになると、町内外の方々が、吉野小学校ほぼ毎日のようにいろんな形で使っていくということになりますので、使っていただく皆様がそれぞれ少しずつ協力をしながら、よりよいものをつくっていくというようなスタンスで、現在話合いを進めておりますので、できるだけ、今、言われたようなスポーツ少年団の荷物をどう置いていくかということも、もちろん協議を進めていきますけども、100%こう、要望かなえていくというのは実際難しいところもありますので、そこはご理解をいただきながら、我々もできるだけ意に添えるような協議を進めてまいりたいというふうに思います。

上 滝 議 長

はい、長谷議員。

長 谷 議 員

はい、ありがとうございます。あともう一つ写真があります。これです。これトイレの施設ですね、トイレ。これも本当にコンテナのすぐ側に、道路側に面したところにもう古くからある施設なんですけど、これ練習中にももちろんねトイレ、使用してるわけですね。ただこのトイレも、どうやらそのコンテナと同様に撤去する予定であるというふうに聞いております。しかもこのトイレね、トイレだけじゃなくて、ここにホース、これつながってますよね。あとここに電源、このときはこれ扇風機かな。普段はピッチングマシン、ここに挿して使ったりするんですけど、要はこの水道や電源が備わっているこのトイレを撤去してしまうと、例えばその練習中、砂ぼこりがね、今の時期舞いますよね。そんなのを防止するために、あるいはその熱中症対策のためにも水をまく、これ現に水をまくホースなんですよ。ただこれ、施設なくなっちゃうと水まけないですよ。そのさっきのこの電源、これもそのピッチングマシンとかね、この倉庫のこの中にもこのトイレの中にも入ってるんですけど、これピッチングマシン自体がやっぱり使えない。そういうこともあります。それでその、そもそ

もピッチングマシーンもそのコンテナには入らないで、このトイレに収納しているという現状もあります。だから、このトイレを、もしトイレを撤去するという事になれば、今年12月以降は、実質的に旧吉野小学校のグラウンドは少年野球の活動が出来ないということになるのではないかと思います、その点理事者側はどのようにお考えでしょうか。

上 滝 議 長

戸毛課長。

戸 毛
町長公室長

ただいまの質問につきまして、トイレを撤去するという事は従前から、スポ少側、またいろんなところにご説明をさせていただいております。で、これもそもそも吉野小学校出来た後に出来てきたもので、違法建築物に当たりますのでこれは撤去するというようなことは事実でございますが、この点につきましても、これを前提にスポーツ少年団を通じていろんなお話をさせていただいております。まず、トイレの使用につきましては、そもそも、今のトイレ、それは水洗ではございませんので、大人の女性であったりとか、女子の子どもさんであったりすることについては、そもそも、吉野小学校の体育館のトイレを開放しておりますので、今後12月についてもそこは使っていただけるように、既に奥野組さんとも調整をさせていただいておりますので、男の子ですと今まですぐ近くに行けばというような現状はあるかと思っておりますけども、そこはご協力をいただいて体育館のほう開放する用意は出来ております。それからもう一点、水道の設備、電気の設備についてのご質問であったかと思っております。まず水道そもそもは線が通ってございましたので、その点についてはどうするかというのを我々今、検討しております。それから電源につきまして、これ電源につきましてはそもそもどちらかといいますと、公共でつけたものではなくて、スポーツ少年団さんが、当時の吉野小学校とご協議をいただきまして、つけたものを残しておるといような状態で、フェンス側に電源が通っておることも我々承知をしております。できるだけ、それを生かすことが出来ないか、水道設備についても、奥村さんの工事が完成した後に、何らかの町の負担で水道出来ないかということをして現在これから協議を進めると。奥村組さんのほうにつきまし

ては、町のほうでつけることについては、そこは町にお任せしますというような、今の協議を重ねておりますので、一点、ご理解いただきたいのは、どうしても工事期間中と開所してからという、二つのステージになりますので、工事期間中はどうしても、今使用していただいている方に、できるだけ使用していただけるように調整をしておりますけども、比較的大きな工事、大きな重機も入ってまいります。そういうときはどうしてもご協力をいただかないといけませんけども、いわゆる開所になった後は、できるだけ今までに近いような形で進めてまいりたいというなことを思います。今後は、何度も申し上げますけども、野球とかサッカー、バレー、それから地区の体協等使われておりますけども、いろんな方が使っていただけるようなことで話を進めてまいりたいというふうに思います。その点をご理解いただきまして、まだ結論が完全に出ているわけではありませんが、先ほども申しましたように、できるだけ活動がスムーズに行けるように考えておりますので、その点のご理解でよろしくお願ひしたいと思います。

上 滝 議 長

はい、長谷議員。

長 谷 議 員

どうも丁寧な説明ありがとうございます。それに関してなんですが、その奥村組でね昨年10月、住民説明会ありまして、そこで配付され、今、町のホームページでもね、利活用事業における説明資料というのは閲覧できる状態なんですけど、そこにグラウンドは、地域住民による既存利用が可能とはっきり明記されています。でもやっぱりそれがもしね、そのトイレがない、電気が使えない。あるいはその水も出ないとなれば、これやっぱり、これまでと同様にグラウンドを使用するということは不可能じゃないかなと。ましてやその説明資料には、非常時には防災拠点として機能するとも書かれております。それもトイレ、水、電気ないような、やはり場所は、防災拠点としてもふさわしくないと思います。何でその、例えばトイレも違法建築という話なんですけど、そのトイレ自体を、あの建物を存続させるていうことは、もしくはその、撤去をするのであればそれに代わる設備、建物を新設されるというそういうご予定はない

上滝議長	<p>んでしょうか。</p> <p>戸毛課長。</p>
戸毛町長公室長	<p>あの建物を新築するということは現況を考えておりません。先ほども申しましたように、少し歩いていただいたら、体育館のトイレを外から入れるか、どこから入るかも調整いたしますけども、大人の女性の方もいろんな方が使えるトイレを開放する予定しておりますので、そこは、何度も申し上げますけども、利用者の方々皆さんで協力をいただきたいというようなスタンスで、これから話を進めてまいるといことで、トイレが使えないということではなくて、トイレの使う場所をできるだけ変えていただくとか協力をしていただくということ、それから、水の使い方についても、可能な範囲で町も対応いたします。それから、先ほどの電気の話もそうですけども、今、既存つけているスポーツ少年団が使われている電源は、残せる方向で検討出来ないかという協議も進めておりますので、今ここでこういう結論ですといとこまでまだ至っておりませんが、もちろんそこは、長谷議員おっしゃったように、奥村組さん、こちらの募集要項、それから基本協定書の中でも小学校の体育館、それから運動場は極力住民に開放していくというスタンスについては、お互いそこ合意しておりますので、ただ、何度も申して申し訳ないですけども、スポーツ少年団だけではなくて、いろんな町内外の方が使える施設にしていきたいというところもありますので、そこも含めて話を進めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。</p>
上滝議長	<p>長谷議員。</p>
長谷議員	<p>はい、ありがとうございます。本当に冒頭でも言いましたが、やっぱりこの施設をね、本当に奥村組さんが使ってくれということは本当にありがたい話なんですけど、そこにでも、やはり、既に既存でやっば使われている利用者さんが、やはり不満を持つような形になってしまうと、やはり、そのできあがった</p>

やっぱり建物、やっぱり見ても、やっぱり複雑な気持ちになるでしょうし、その保護者ももちろん悲しむと。それはやっぱり役場、町民双方にとってすごい残念なことだと思っております。しかもやっぱりその、この吉野スポーツクラブのね、吉野ビクトリー、やっぱりその町のスポーツ振興の団体として、すごく貢献している団体でもあります。なぜ、現時点ではその、まだね、はっきりと決まっていないということなんですが、やはりその、これから行政側が利用者に一方向的に撤去してくださいとかそういう活動、もしくはその、何か縮小するようなことを迫るんじゃなくて、もう少しこの町民さんに寄り添うような、解決策、あるいは代替案、ぜひ示していただきたいと思ってしております。なぜその、課長をおっしゃいました、これまでと同様の練習環境、同様じゃなくても同じ水準の練習環境は、12月以降も保障されると考えてよろしいでしょうか。

上滝議長 戸毛課長。

戸毛町長公室長 長谷議員おっしゃいますように、そこ協議を進めておりますけども、もちろん、工事中であれば、例えば大きな車両が入るので使えないことがあるということも可能性としてあります。そこは我々今、スポ少とも協議をしておりますけども、月単位できちっと工事の日程も把握しながら、この日は使えないのでっていうことが出てくれば、もちろんスポーツ少年団の違う活動場所を、また、我々が真ん中に入って調整していくというような作業は今後も出てくると思いますけども、長谷議員おっしゃるように、水準を下げないということについて我々も理解をしておりますので、そこはいろんな工夫を重ねながらやっていくということで、活動を制限するつもりは我々もそもそもありませんので、そこはできるだけ一緒にやっていける関係を構築していきたいというところで、我々ももちろん、できるだけ要望を聞きながら、また、スポーツ少年団の方々に対しましても協力を求めるというような、お互いこう、一緒にやっていくような形で進んでまいりたいというふうに思っております。

上滝議長 長谷議員。

<p>長谷議員</p>	<p>ありがとうございます。今、答弁いただいたことを尊重しまして、12月以降も、少年野球チームが問題なく練習できるよう、環境の整備、あと関係各所との調整、ぜひともよろしく願いいたします。</p> <p>二つ目です。二つ目は、選挙の投票率向上についてでございます。全国的に選挙の投票率、低下が問題視されております。吉野町でも今年2月に実施された議会議員選挙の投票率は74.3%で、前回の77.8%から3.5%減少しております。近年、若者の政治離れと言われたりしておりますが、全ての世代で政治に関心を持たない人が増えている現状があり、投票率の低下、イコール政治への関心の低さというのは、吉野町だけでなく多くの市町村で問題となっております。この町にとって大事な選挙の投票率が下がっているということは、看過すべきことではないと思っておるんですが、今回の選挙で投票率が下がった原因、これは町のほうで分析されておりますでしょうか。担当課に伺います。</p>
<p>上滝議長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>中尾 総務課長</p>	<p>失礼いたします。長谷議員ご指摘のとおり、吉野町議会議員の選挙を例にとりますと、かつて平成元年頃には92%ですとか、平成9年は88%というような非常に高い投票率であったというところでございます。本年の投票率と比較しますと、投票率は年々減少しておるというところは、議員ご指摘のとおりであろうかというふうに認識をしております。ただ、しかしながら、この今年の夏の参議院選挙を見ますと、吉野町では68.48%、奈良県平均では56.42%、全国平均57.1%ということで、吉野町は、奈良県平均、全国平均を10ポイント以上、上回っておるというところでございまして、町民の皆さんの選挙に対する関心というのは、全国的にも高いというふうに認識をしておるところでございます。吉野町の取組といたしましては、通常のCVYのニュースでの啓発でございますとか、ワイドニュース、音声告知等を活用しながら、啓発を実施しながら投票率を高めていっていただくというところでございます。ただ、分析については出来ておりません。以上でございます。</p>

上 滝 議 長	長谷議員。
長 谷 議 員	<p>吉野町の投票率は全国平均よりは高いということなんですけど、ただ、年々下がっていることは事実なんで、やはり何かしら、投票率を上げるような試みはしていかないといけないんじゃないかなと思っております。やはり、その選挙というのは民主主義の根幹であり、主権者たる国民が代表を選んで意見を政治に反映させるためのものです。その選挙のやっぱり機会がなくなってしまうと、住民が直接政治に参加できる機会が失われることになる。よって、やはり政治に関心を持つ人、一人でもやっぱり増やしていく、そういうやっぱり試みをしていかなければならないんじゃないかなと思っております。そのために、いわゆる主権者教育ですね、こういうのにはやはり、町としても取り組んでいかなければならないんじゃないかなと思っております。主権者教育というのは、いわゆる主権者と、日本国憲法ではね、主権を有するのは国民ですが、その主権者として良識ある公正な判断力を身につけることを目指した教育のことです。国民として良識ある公正な判断力を養うために、政治的教養を身につけ、社会への参加意識を高めていくことが、今や求められている時代でございます。こういう主権者教育というのは、主に国では総務省、あるいは、文部科学省ですね、こちらのほうで進めておるわけなんですけど、吉野町では、いわゆるその主権者教育と呼ばれるような取組、今までどのようなことをされてこられましたでしょうか。総務課あるいは、教育委員会、どちらでも結構ですのでお伺いいたします。</p>
上 滝 議 長	総務課長。
中 尾 総 務 課 長	<p>ありがとうございます。こちらにつきましては、CVYの開票の生中継をするというようなところも、先ほど、ちょっと言うことは出来ませんでしたけども、そういう生中継をするというところで、非常に高い関心を持っていただくと。それは、町民、大人の方も含めてということで、非常に関心を高めていって</p>

ただけるというようなことが一つ。それから、主権者といひいますか、現在、教育委員会のほうで子ども議会というところ、小学校6年生を対象に、この場所において議員になり、議長になり、議員は一般質問を我々にしていただくというような取組を現在、教育委員会のほうで行っていただいております。そういったところで、非常に子どもたちに関心を持っていただき、また、吉野町というところはどのようなところかというのを調べていただくことで、子どもたちに吉野町を好きになっていただく、また、選挙に関心を持っていただくと、そういった取組を現在教育委員会のほうで進めていただいておりますというところでございます。以上です。

上 滝 議 長 長谷議員。

長 谷 議 員 ありがとうございます。

上 滝 議 長 教育長。

土 居 教 育 長 すいません。今、総務課長からありましたことにちょっと補足だけさせていただきます。主権者教育というのは成人年齢が18歳になって、18歳から選挙権が与えられたことに伴って進められてきた教育ということになります。主に高等学校を中心に主権者教育というものは進められていますけれども、小中学校の段階では、興味関心を高めると、主権者教育という名前ではなくて政治の理解、あるいは政治、あるいは地方自治、自分たちの町ということに対する理解を高めていこうというような流れの学習をしています。それは1回2回の学習ではなくて、年間を通じた流れの中で、その中の一つに、議会もご協力いただいております子ども議会というものを設定させていただいている。あの子ども議会、今年度で3回目になると思いますが、子どもたちの反応、あるいは家へ帰って茶の間で話す話しぶり等々大変効果があるというふうに考えています。以上です。

上 滝 議 長	長谷議員。
長 谷 議 員	<p>ありがとうございます。先ほど、総務課のほうからね、CVYの開票速報ですね、あれの生中継をしていると。私もあれはですね、すごくいいなと思ってるんです。やっぱりなんせその町民さんの注目度は高いと思っております。もう自分が投票した人がどれだけの票を得られたかというのが、集計の結果が画面越しにリアルタイムで分かるわけですから、このときばかりは町民さんの政治への関心度がぐっと高まったことだと思っております。それで、その、もちろん、町民の政治への関心を高めるためには、選挙結果のほうも大事なんですけど、まずその選挙自体ですね、何かそれももうちょっと、より投票に行きたいと思うような取組というの、やはり考えていかなければならないのではないかなと思っております。その2年後には、また町長選挙行われますね。それで、やはりその公平公正な選挙というものを実施していくという意味でも、やはり、取り組んでいかなければならない。そこに関しては、いろいろと私も、こういうことをしたほうがいいんじゃないかという案はあるんですけど、今日はちょっと時間がなくなりましたんで、その提案はまた次の機会に置いておくとしておきます。本当に投票率が低いというのは、やっぱり自分が住む地域の将来に関心のある人が少ないと言えるかと思えますんで、やっぱりそうならないための働きかけを、やっぱり今のうちから、できるところから始めていかなければならないんじゃないかでないかと。でないと結果的にその政治の担い手も、やはり現れなくなって、上北山村では2023年にね、無投票でありましたね。今年行われた明日香村、あるいは高取町の議会議員選挙も、あれは無投票。あっ、上北山村が定員割れですね、定員割れの選挙で、高取町と明日香村は無投票の選挙になりました。やはり、そう、吉野町もね、なっていないためにも、やはり我々議員自身もね、例えばより政治を身近に感じてもらえるように、積極的に情報発信をしたりとか、新しい議員のなり手を育成していくというようなことも考えていかなければならない時代じゃないかなと思っております。その選挙の投票率向上、そのための議会改革に関しては、これから私の議員活動</p>

を通じて、そこでも進めていきたいと思っておりますので、役場の皆さんには引き続きご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げ、私からの一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

上 滝 議 長

ありがとうございました。

昼食休憩に入りたいと思います。

再開は13時といたします。

午後1時から、一般質問をさせていただきたいと思います。

(午前 11 時 59 分 休憩)

(午後 1 時 00 分 再開)

再開いたします。

午前中から続いて一般質問でございますが、午後の一般質問の人は、上麻里議員より出されております

(1) 個人情報について

の一般質問をお願いします。

上議員。

上 議 員

3番、上麻里でございます。よろしくをお願いします。

今回、個人情報について質問をいたします。町職員二人による住基ネットから個人情報漏洩の事件がありました。個人情報は何のために利用されたのか、町民は知る権利があると思います。その2件に対してどのように対応したのか、教えていただきたいです。また、二人の職員は、個人情報保護法違反ではなく、地方公務員法違反の罪とのことでしたが、その違いを教えていただきたいです。

上 滝 議 長

副町長。

永井副町長

まず最初にですね、今回、職員による、裁判には至りませんでしたけれども、

略式命令ということになりまして、その罪状は守秘義務違反ということでございます。その守秘義務違反事件に関しまして、議員の皆様、町民の皆様には大変ご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたします。今後、二度とこのようなことが起こらないよう、再発防止を徹底し、服務規律の確保と公正な職務の遂行に努めてまいり所存でございます。

さて、今回の事件に関しまして、8月20日付けで職員2名を停職3か月の懲戒処分にし、うち1名につきましては、あわせて降任の処分としたところでございます。この処分に当たりましてはですね、吉野町分限懲戒審査委員会で決定し、停職3か月ということにしたわけでございますけれども、ご質問のですね、個人情報云々の違反ではなくて、守秘義務違反の違いは何かというところですが、今回処分を決めるに当たってもですね、警察それから、検察の公訴事実を十分考慮しながら決めたわけでございます。実際、刑事罰の内容、起訴状に記載された公訴事実や略式命令書を見させていただくと、個人情報という文言は全く使われておらずですね、地方公務員が職務上知り得た秘密を漏らしたものであるというふうになってございました。もちろん今回の事件につきましても、先ほど上議員、住基ネットとおっしゃったのですが、住基ネットではなくて、正確に言いますと住基ネットというのは、全国に繋がっている住民基本台帳のシステムでございまして、今回の事件に使われたのは、住民基本台帳システムという、役場内だけで完結しているシステムでございます。そういう違いがあるんですけれども、今回の事件につきましてももちろん個人情報の漏洩という事案に着目すればですね、より罰則の重い住民基本台帳法違反とか、あるいは、個人情報保護法違反という罪に問われたこともあり得たというふうに思います。実際に他の自治体の例でございしますが、東京都杉並区、それから、岩手県釜石市、これらについては、うちの役場のようなシステムではなくて住民基本台帳ネットワークに繋がった事件でございしますが、その個人情報漏洩事件、この2自治体の個人情報の漏洩事件では、それぞれの職員が、住民基本台帳法違反で裁かれています。地方公務員法違反じゃなくて。それも略式ではなく正式に起訴されまして、懲役刑が科せられて役所の処分も免職というふうになってございます。他方ですね、吉野町の事件、今回の事件は、まず警察の捜

査、それから、奈良地方庁の略式の起訴、それから最終的な奈良簡易裁判所の略式命令、これらいずれもですね、恐らく、これ実際に警察も口頭でおっしゃってましたが、事件に至った経緯や悪質性の程度、これらを鑑みてですね、個人情報に関係する法律じゃなくて、罰則の軽いほうの地方公務員法違反で裁かれたというふうに理解をしております。これは先ほど言いました二つの他の自治体の例に比べて、恐らくは、先例に比べたら悪質性が少し軽いのではないかという、検察の判断であったかというふうに思いますが、罰則の軽い地方公務員法違反、守秘義務違反で裁かれております。罰金額もですね、一件当たり最高 50 万円っていう地方公務員法上なっております、住民基本台帳法違反であると一件当たり 100 万円となるんですけど、その半額の上限額でございます。ただ今回 2 回漏えいがありましたので、二件の事件を合わせて最高 100 万円という可能性もあったわけなんですけど、30 万円の罰金に抑えられたというところであります。そういった経緯も加えてですね、過去の処分例などを総合的に、かつ慎重に考慮した結果、今回の処分に至ったということでございまして、もちろん本当に大切な町民の方の個人情報漏洩という大きな事案でありますけれども、そういった町民の個人情報漏洩という大変重い事実があってもなおですね、停職 3 か月が妥当であろうという判断に至ったわけでございます。以上でございます。

上 滝 議 長

上 議 員

上 議 員

地方公務員法違反の罪、これは警察の判断だと思います。町はそれに対し、処分は他の自治体を参考にしたとおっしゃっていらっしゃいましたが、他の自治体で議員に頼まれて漏洩して、有罪判決を受けて、また議員も逮捕されている。どこにその事例があるのか教えていただきたいなと思います。また、福岡県嘉麻市で、飲酒運転でも懲戒免職になっているという事例もあります。町民の規範となるべき職員の事件です。これはかなり軽い罪ではないのかなと思います。第三者委員会を設置せず、これを決めたことに疑問を感じます。また、今回のこの事件には、町政のもっと根深いことが原因であるのではないかと思います。

います。西澤議員がリーダーのタカラクラブの幹部が今回の処分の二人で、唆されて漏洩をしたのではない。中井町長もタカラクラブの存在は知っていたと先日お話をされていらっしやいました。今回、SNSでの依頼で発覚しただけで、もっと口頭での依頼もあったはず。仲よしクラブなんだから、二件発覚しただけ、氷山の一角だと思うんですけれども如何でしょうか。このことについて調査していくとお話でしたが、実際クラブは存在しています。この先そのクラブをどうしていくつもりなのか、町長教えてください。

上滝議長

町長。

中井町長

上議員の質問にお答えをさせていただきます。ちょっと若干事例とかですね、いう部分で副町長のほうから補足なりしてもらおうと思っておりますので、よろしくをお願いします。

まず、今回の事例でございますけれども、先ほど唆しというふうな、唆されたとかいうことをおっしゃってます。これ、ただ、これ警察当局の犯罪の中で、西澤議員が唆したという地方公務員法違反でございますんで、職員が唆されて逮捕されたとかじゃなくって、そこだけちょっと、きっちりと認識はしていただきたいな、警察の取調べの中でも、地方公務員法義務違反というのは、西澤議員が唆したということで、その影響の中で職員が、今回、略式命令になっているということだけ認識をお願いしたいなというふうに思います。それと同時に先ほどタカラクラブという話をされました。これ委員会でも上議員から質問がありまして、私は、この中身そのものは詳しくは知らない。ただ、私も選挙をやりながら、いろいろそういうふうな、何ていうかな、いろんな文章が入ったりとかですね、する中でそういった存在を知ったのは事実であります。実際に、このクラブそのものが、今回の事件とどういうふうな関わりがあったとかということも含めてですけれども、今、今回のこの事件があつて、再発防止に向けてまず原因究明をしなければならない。その原因究明というのは、今、全職員にですね、調査、そしてアンケートを実施してます。その答えが、総務課長、そして副町長のほうに集約してですね、どういったことが今回の事件に

つながったということも当然、個人情報漏洩の現実もそうですし、今回は、議員との関係性ということがございました。ですから当然、過去、遡ったときに、当然今回の西澤議員のみならず、全ての議員さんと、そして、職員との関係性、ここもですね今、調査実態、アンケートもしているところでございます。そういった原因究明をする中で、しっかりと再発防止に向けて取り組む中で、このタカラクラブというのがですね、出てくるケースもあろうし、またどういふことがということで、面接の中で出てくることもあろうかと思えます。そこは、総務課長そしてまた、副町長とですね、職員との関係の中でどういふふうな影響がある、だからやはり、それが、今後、町民そしてまた、行政の信頼に置いて大きな影響があるとなればですね、そこはやっぱりと改善していくというのが、行政のスタンスがあると私は考えてます。あと事例とかですね、もし、その補足であれば副町長から答弁させていただきます。

上滝議長

副町長。

永井副町長

若干、補足で説明をさせていただきます。他の自治体の例で参考にされたっというお話で、議員が関わった例は他にあるのかっというお話がございましたけど、こうした特殊な例だというふうに思っております。これと同じような例は恐らく全国でも、私の知る限り、調べた限りはございません。では、どういふふうに、今回、他の自治体の例を参考にして今、決めたのかということになりますと、先ほども若干申し上げております通り、他の自治体で同じような個人情報の漏洩があった場合ですね、やはり事案が非常に悪質であるということで、警察組織、あるいは裁判所組織も正式な裁判にかけておられます。実際に懲役刑で免職というふうになっております。私も最初これ、この事案が職員で発生したというのを聞いたときにですね、真っ先に住民基本台帳法違反で裁かれるのかなというふうに思いまして、そうならば免職も免れないであろうという印象は持ちました。ところが実際警察等のやりとりの中で聞いておりますと、他の事案に比べてですね、悪質性が低いって言ったら問題ありますが、他、免職になっている事例は、個人情報を意図的に親戚の利益のために使ったとか、そ

ういう自己の利益のために使ったという事例で、かなり重い罪、個人情報に関係する法律で裁かれているわけでございますけども、今回の事案については、議員から頼まれて仕方なくという、自己の利益を図るためにやったんじゃないというのが警察、検察の認識でございますして、正式な裁判にかけられることなく、略式で終わったというふうに理解をしております。そういった中でですね、ここでこれを免職処分というふうに町としてしてしまいますとですね、やはりちょっと、一般的な比例原則といいますか、刑事罰の程度に比べて余りに著しく職員の処分が重いのではないかと。これ、処分というのは相手方に対する不利益処分でございますので、その処分を受けた者がですね、裁判に訴えることもできるわけでございますして、そういった場合に、町として耐えられるのかっていう点もちろん考慮しましてですね、いちばん妥当な線がここであるというふうに決定したわけでございます。以上でございます。

上 滝 議 長 上議員。

上 議 員 では、このような例はないと。これは有罪判決の刑事事件で、やっぱり参考にはならなかったのではないかなと私は思います。また、町長がタカラクラブを、今後調査していくというふうにおっしゃっていただきましたけれども、我々にどのように結果を今後教えてくださいませんか。

上 滝 議 長 中井町長。

中 井 町 長 調査の中で、そのタカラクラブがどういう影響をしているかということ踏まえた上で、どこまで調査するかっていうのが出てこようかなというふうに思います。どういう形で議員さんのほうにというのは、今、政治倫理のですね議会のほうで設置していただきました。これは、先般の政治倫理条例等々をこれから構築していく中で、当然、議員さんの中で、どういう項目を政治倫理の中に入れていくかっていうところもあろうかと思えます。そして、今、職員と私も冒頭あいさつで話しさせていただきましたけど、議員と職員がですね、やはり

一緒になってやはり、これから目標に向かって頑張れるような体制をつくっていくために、今置かれている現状をですね、整理していかないといけない。それは当然、調査特別委員会中でその調査した結果をですね、ある一定程度項目に並べながら、そして議員さんと一緒にしていくと。その中に、恐らくそれが影響があればですねそういうことも出てこようかなというふうに思います。ですから、全ての案件について、やはり議員の皆さん方に提示しながら、そして一緒になって議員さんの活動を守る、そしてまた職員を守っていくという形に持っていきたいなというふうに思っています。

上 滝 議 長 上議員。

上 議 員 わかりました。このままではやっぱり信頼回復にはならないのではないかなと思います。スルーしていくのではなく、徹底的に再発防止に向けて対応していただきたいなと思います。

次に、私は、去年の3月の一般質問で個人情報漏洩について質問をいたしました。私の住民票の転入日と、立候補届出書を取りに行ったことの情報が出てきていることについて質問をいたしました。そのときは、職員同士では情報共有のため伝えている。そのことが町民に流出しているなら、漏洩だと回答をいただきました。また、SNSを職場で使っているのではないか、使える環境ではないのかという質問に、事実を確認するために調査しますと、返答いただきました。その後本当に調査はされたんですか。どのような結果になったんですか。教えてください。町長よろしいですか。

上 滝 議 長 誰。
 戸毛課長

戸 毛 町長公室長 当時3月の一般質問であって、そのあと、私が4月のほうから対応させていただきましたので、それぞれのやりとりをさせていただきました。そういう状況にあり得るといようなことと、当時説明をさせていただいたのは、どこか

ら最終その情報が出てきたのか、ちょっとこう調査をし切れないような状況にあって、考えられるケースの一つとして、今、言ったように職員間から出る可能性もあるし、当時の調べる中では違うところから話が出てきたというご説明を多分させていただいたと思います。そこについて調査をいたしました。SNSについて、当時も状況にあり得るというご説明をさせていただきましたが、実際に職員がどのように SNS を使っているかというところまでの調査は出来ていないのが現状でございます。

上 滝 議 長

上議員

上 議 員

去年6月議会で、西澤議員の一般質問で、私の一般質問の反論がありました。「役場の中で情報を漏洩した人がいる、いるなら、公の場で謝罪しなければならない。この質問で町の名誉を傷つけられた。事実を確認出来ていないということは、情報をもたらした人はいないということですね。これ以上調査をしたところで出てこないでしょう。こういうことを公の場で言うと、職員は萎縮してしまう。きちっとけじめをつけて謝罪を求めてください。」と、西澤議員は言いました。このときにこの問題を中途半端にした、そのときに、きちっと調査をしていれば、もっと早くにこの事件もわかったのではないのでしょうか。このときの責任に対して、どのように思っていますか。今回の事件を隠すためのものだったんですか。去年の一般質問より、今回の事件は前のことです。西澤議員は自分がした罪の意識もありません。二人の職員を守っているようにも思います。また、そのときに調査をしていたなら、管理職であった方たちが自らの罪を隠していたことにもなります。また、彼らは秘密漏洩は日常茶飯事のことで、罪の意識はなかったのではないのでしょうか。聞き取り調査は何だったのでしょうか。このことについて、町長の意見をお聞かせください。

上 滝 議 長

中井町長。

中 井 町 長

一般質問の内容がですね、通告が非常に漠然としておりました。ですから今

のことに對して、私も曖昧なお答えは出来ないかなというふうに思っています。私は多分、個人情報漏洩があつたらですね、きちっと調べてくれと職員には指示したはずで、その過程の中で、恐らくそれがあつた程度で、まだ報告が来てない、先ほどの答弁になつてゐるということは、何らかの事情があつたかなというふうに思います。ですから、その部分、私は曖昧なお答えは出来ませんので、しっかりと、今、通告の中の詳細な部分が一般質問になつたものから、しっかりとした答弁が出来ません。しっかりと職員にですね、もう一度その辺の実情を確認して、上議員なり、また、公の委員会の中で報告させていただきたいと思つています。

上 滝 議 長 上議員。

上 議 員 確かに個人情報漏洩はあり、今回、実際に逮捕もされています。次から次へと事件が起きました。これに對して町長の責任はあると思つています。町長に對して町民の方も、私も不信感を持っています。信頼回復に努める、再発防止に努めると、いつも言つていらつしゃいますが言つていただけ。だから今回も調べると言つてから、事件が発覚したと思つています。去年の聞き取り調査で二人は漏洩したと書いてなかつたんですよ。聞いてなかつたんですよ。それはやっぱり隠蔽だと思つています。今までに隠蔽したことがあつたとお二人はお話しされた、また書いてあつたりとかしたんですよ。

上 滝 議 長 戸毛課長

戸 毛
町長公室長 1点、ご理解いただきたいのは、去年の一般質問の中で、その立候補の話であつたりとか、転入日の話がありますということ、3月の一般質問されたということだつたと思つています。そのあと私4月に赴任をさせていただいて、前任から引継ぎをさせていただいて、いろんな調査をしていた中で引継ぎをさせていただいて、途中の経過を上議員のほうにご説明をさせていただいたと思つています。当時、職員が漏らしたという事実はないという前提でお話をさせていただ

いたと思います。ただし、私が申し上げましたのは、ケースケースによっては、住民、いわゆるこの住基のシステムをどのように取扱うかによって、その可能性がないですかというようなお問合せもあったので、それを完全に否定するにはいろんな検査が要るし、仮にそういうことがあったとすれば、今のような事件のように特定されてたら別ですけど、当時の、今の一般質問の話では、誰がされたかということは前提になかったので、どうして漏れたんですかって話だったと思います。なので、全員に聞き取りをするということじゃなくて、こういう事実でこういう可能性はあるけど、特定をするのはあの状況下では難しいので、こういう状況ですということが一つ。それから、6月のときにもご説明いたしましたけどもそれを踏まえて、あつてはいけないので内部統制を進めるということで、3月のときにも内部統制の方針を説明させていただいたという流れ、一般質問を受けてこういうことをやっていきますということは、当時言わしていただきました。ただし、今、おっしゃられたようにそのときの話の中で、誰かを特定できるような状況下のお話はなかったもので、誰かを特定して調査をしたということではないというご理解でお願い出来たらありがたいです。

上 滝 議 長

上議員。

上 議 員

その当時、私は私の個人情報だけではなく、他の方たち、町民の方の個人情報漏洩もないのか一緒に調べてほしいというふうに、当時、お話をさせていただきました。今回、この漏洩事件に関しては二人の職員が罪を受けられました。無罪ではありません。また町は停職処分も出しています。公の場でこのお二人、謝罪すべきなんではないでしょうか。また、西澤議員におかれましても同様に、公の場で謝罪をするべきなんではないのかと思います。吉野町の名誉を傷つけたのは、この三人だったのではないのでしょうか。これからも、このことに対してしっかりと追究していきたいなと思います。ありがとうございました。

上滝議長	<p>続いて、中西利彦議員より出されております</p> <p>(1) 一連の不祥事に対する町としての再発防止策について の一般質問をお願いいたします。</p> <p>中西議員。</p>
中西議員	<p>8番 中西でございます。一般質問をさせていただきたいと思います。若干、町長には手厳しいことも申し上げるかわかりませんが、その辺はちょっとお許しをさせていただきたいなというふうに思います。</p> <p>他の町村の方と私お話をしているときに、吉野町は話題に事欠かない町やなあとよく言われます。非常に私はいつも頭をかきながら、ほんま恥ずかしい話で、名誉な話やら、うれしい話ばかりやったらいいんやけども、ちょっと不細工な話ばかりで申し訳ないですよ。私だけじゃない、多分議員の皆さん、そんなことを経験されているのではないかというふうに思います。</p> <p>中井町長が町長に就任されて5年半たちました。私、その前の北岡町長とも12年のお付き合い、そして、その前の福井良盟さんとも10数年の付き合いでございまして、その間に、例えば、議員が逮捕されたの起訴されたの、あるいは職員が逮捕されたの起訴されたのというのは、今までちょっと私忘れてる部分もあるかもわかりませんが、余り経験がないんですけども、今、中井町長が町長になられて、一連、これで四回目ぐらいの不祥事かなというふうに思うんですけども、今までのそういうことと、町長、先ほどもちょっとありましたけども、再発防止策を考えるっていう話でしたけども、具体的にどういうふうにしていったら再発が起こらないかというようなことについて、ちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。</p>
上滝議長	<p>中井町長。</p>
中井町長	<p>自席から失礼いたします。中西議員の職員の不祥事、議員の逮捕で過去、議員の逮捕というのは、私も同じ議員やってみましたんでなかったかと思います。今回職員は、前回、盗撮による処分が私になってから一件ありました。その一</p>

件で今回、議員絡みでということで二件目でございます。先ほど分限調査委員会ですね、委員会するに当たって、過去の類似例をですね、やはり調べていただいています。これは、誰のときとかというよりかは、中西議員がちょっと記憶にないということでございますので、私の前にも二件逮捕でございます。飲酒での暴行事件、そしてまあもう一件もちょっとございました。その二件。遡っていくと令和元年、令和5年にも逮捕、そしてまた執行猶予つきというのがございました。この類似例をですね、全国的な類似例も参考にしながらなんですけれども、私も今回、ちょっと先ほど議員との関係性で特殊性があるという話をさせていただきました。それも含めてですけれども、過去の、そのどのレベルの職員がですね、この処分を受けているか。当然、課長補佐クラス以上とかですね、課長の受けてる中でも、やはり刑事罰になってですね、執行猶予で停職3か月とかですね、いうのがあったりもします。そこに伴い町長の減給の給与もですね、やっているのは10分の1、1か月、いっても10分の1、2か月でございます。中には、逮捕されても、何も給与を減額してないというのもございます。そういうこともひっくるめながら、この懲罰委員会ですね、行政処分の内容を見て、私も処分をしていったということでございます。その中で、再発防止対策でございます。これは、先ほどから上議員のときにも少し話はさせていただいたんですけれども、やはりこの原因究明が一つ大事であると。特に今回は議員との関係性に起因する事案であることから、ここの根幹が何であるかっていうことを、まず、解明していかないといけないということがありますので、先ほどもお話しさせていただいたように、全職員対象にですね、今まで恐らくそういった調査は出したことないと思います。何気ない会話の中で、やはりそのルール部分が、本当にガイドライン作成しないとですね、職員もそうですし、議員さんも罪を問われるケースが出てこようかなあというふうに思いますので、そういったこともまず、原因究明の実態調査をしながら、再発防止に向けてですね、一つは、政治倫理条例の制定かなというふうに思っています。これは、議員さんのほうでも特別委員会をつくっていただいて、制定をしていくということでございますので、ここで規範の明文化と政治倫理についてしっかりとしていくと。当然、個人情報情報の漏洩、今回のですね、議員との絡みの中で個

個人情報の漏洩はありましたけれども、やはりもう一度その個人情報の漏洩に関しても、しっかりと強化していくということで、コンプライアンスの認識とかですね、この個人情報にログしたときの、ログするときの体制強化とかですね、記録を残していくとか、いうこともしっかりとやっていくということが、再発防止の中にも入れさせていただこうかなというふうに思ってます。まずはそれよりも、やはり、職員と議員の関係性にガイドラインの策定というのはこれ、政治倫理条例にも反映できることになろうかなというふうに思いますんで、こういった一つ一つ、細かい部分をしっかりとリストアップしながら、明確化してですね、進めていくことによって、職員自身も、やはりこれはやはり、犯罪になってしまうという認識を持ってもらうということが大事かな。逆に議員さんも、これは、やはり今まで何気なく話してたことが、逆にこれは、峻し的なことになる、また逆に不当な圧力になるということをも明確化していきたいなというふうに思ってます。それと同時に、個人情報の取扱いについても、先ほどログインとかですね、しっかりとした管理体制のこともありますけども、研修をしっかりともう一度実施していきたいなというふうに思ってます。これが、先ほど戸毛課長のほうからありましたけれども、今年3月議会ですね、内部統制の管理基本方針の中で、リスク管理項目っていうのを全部こう上げてます。その中で、様々な部分を管理職がチェックしながら、1年間たったときに、こういったところが非常にやっぱ危険であるとかですね、そういったことも認識してもらいながら、内部統制の強化にしていくということをも、一つ一つ積み重ねていきたいなというふうに思っております。以上です。

上 滝 議 長

中西議員。

中 西 議 員

その辺のところをきっちりやっていただきたいのと、余り職員さんをいわゆるがんじがらめにして萎縮させてしまうということが非常に問題ですし、自由な発想も持っていただきたいというふうなところでよろしく願いいたします。町長が就任して5年半たちますが、その間、先ほど私四件の不祥事というようなことを言ったんですけども、ちょっと確認をしておきたいと思います。

まずその、あんまり言いたくないんですけど、令和5年の9月に盗撮の事案が発生をいたしまして、公民館にて町長が記者会見を行うと。そして、3回の懲戒委員会を開催してですね、処分が決定して令和5年の11月に懲戒免職になった、これはこれで間違いないですか。

(「 は い 」 の声あり)

次にですね、令和7年2月ですね。これは町直接じゃないですけども社協のほうで問題がございました。あれは今もなんか内部を調べているよううわさを聞くんですけども、あれは刑事事件になっているんでしょうか。どうなってるんですか。今現在は。

上 滝 議 長 中井町長。

中 井 町 長 ただいまの社協の部分については、外郭団体でございます。外郭団体である以上、その中で理事、理事会を開いて、その中で処分を決定してますんで、この場ではお答えは出来ないということでございます。

上 滝 議 長 中西議員。

中 西 議 員 そうかもしれません。しかしながらその、町長、今、社協の立場は何ですか。社会福祉協議会の会長は誰ですか。私でしょ。そうしたらそのおかしいじゃないですか。その話は。2月にね社協の理事会で処分が決定されて、すぐさま1名は懲戒解雇、1人は停職3か月とかそういうのも、何か出すのが早過ぎたというふうな感覚があるんですけども、ちょっと遡る、半年ほど前の話ですけど、外郭団体で答えられないなら答えられないで結構ですけども、ちょっとその辺はどうなってるんかというのを教えていただきたいと思います。

上 滝 議 長 中井町長。

中 井 町 長 処分の内容と手続についてはですね、今おっしゃっていただいたように、こ

れ、従来から吉野町長が充て職で、ずっとこう社会福祉協議会の会長をしているということでございます。それも含めてビューローとかもあるんですけども、その中で起きた内容のことについてはですね、こちらのほうでは答弁は差し控えさせていただきます。きっちりとはですね、もし社会福祉協議会のほうに、当然、議長も理事として出ていただいています。そういうふうな組織でありますんで、何か疑問点等あればですね、社会福祉協議会事務局長のほうに来ていただいて、そちらのほうで対応させていただきたいと思います。

上 滝 議 長

中西議員。

中 西 議 員

先ほども2月にも理事会で、また社協の話で恐縮ですけども、2月に理事会にて処分を決定して、そのあとにですね、町長、民生委員さんの会合があったと思うんですよ。その席にあったんですよ。そのときに町長が出席されなかったと。本当ならそこでこういうことが社協であったというのを報告して欲しかったとか、そんな意見が民生委員さんのほうから、僕もいっぱい聞いてました。何で行けへんだかなというふうに思いました。それとですね、社協の話ですから余り深掘りはしたくないんですけども、今、その2月にね、二人の人が懲戒処分を受けられたと。その人らは日常茶飯事のように残業をされていたように聞きます。そのときの管理者というか、課長も当然いたはずですし、そこらに対しても全然処分はなかった、また、会長である町長にも処分はなかったと。その辺のところ辺は、今も言う外郭団体だから関係ないわということで済ましてよろしいんでしょうか。

上 滝 議 長

中井町長。

中 井 町 長

あの、思いはすごくわかります。中西議員のその内容について、私が社会福祉協議会の会長をしているということで、処分の内容であったり、そしてそのあとの流れであったりっていうのはすごくわかります。ただ、やはり外郭団体である、これは政治っていうのは、行政運営っていうのはルールの中でしており

ます。ですから、一つ一つ処分の内容がどうかっていう、そこだけを伝えるわけにはいきません。もっと深い内容から処分に至ってるケースがございますんで、そこをしっかりと説明しないとですね、私の責任であったり、その上司の責任処分であったりというのは、お伝え出来ないというのが現実でございますんで、それ以上、お答え出来ないというのが私の答弁です。

上 滝 議 長

中西議員。

中 西 議 員

外郭団体の話はやめにしております。

今の最近のこの事件なんですけども、8月の20日の日に報道がなされて、8月22日の日に、全協あるいは委員会で、副町長から懲罰委員会の結果やら経緯とか、その辺を説明をしていただきました。私もその中で、いろいろと不思議に思うこと、合点のいかんことちゅうのがあるんですよ。それでも、副町長いわく、一回懲罰委員会で決まったことは、もう変えられへんというような前提で物をしゃべっておられましたけども、そしてもう一つは、その今の、秘密漏洩の二件のことについてのみの懲戒の処分をしたと。ていうことは、全然過去からの経緯とか流れとかつながりとか、そんなことは関係なくそこだけでやったと。もっと具体的に言います。この前も言いました。私が、いわゆる仲よしクラブですか、タカラクラブと言ってましたけど、仲よしクラブのメンバーで私はありません。もし、私が彼らにこの秘密の案件を一つ教えてよ、私に情報くれへんかっていうたら、彼らはきっと、それは守秘義務違反ですから駄目ですというふうに言うはずですよ。しかしながら、ある議員が言えば、はいはいということで、今の流れになってる。そんなことも加味せんと、懲罰委員会が行われていいんか。それだけの事件じゃないじゃないですか。それは。撤回しろと言ってるのと違いますよ。それともう一つは、先ほどもありました、3か月の停職、そして降格、3か月の処分、停職というのは懲罰でしょ。しかしながら、降格っていうのは懲罰じゃないじゃないですか。彼らは令和4年の話ですよ。当時課長です。二人とも。そこで起こった事件で、例えば降格の人事をするときに、今は参事か知りませんよ。しかしながらそのときに起こった事件

をもって、また課長級に戻すと、これはどういうことかと。自分は管理も出来へん人間じゃないですか、はっきり言うて。ちょっときついけども。それやったら管理される、もうちょっと下のほうへ置くべきと違いますか。それは、賞罰じゃありません、人事ですから。これはもう町長の特権ですから議会の議員がしゃしゃり出ていう話ではございませんけども、その辺は少し甘過ぎるんじゃないかと。これはもう世間一般の声です。みんなが言ってます。そんなんでええんかと。それと、先ほど町長、今日の議会の開会の冒頭で、私の罪というんですか、そういう意味で10分の1の減給を3か月の条例を出すという話がありました。町長、一般的にね、首長さんの懲罰というあたりは、10分の1を半年とか10分の1が3か月とかというのは僕も相場いうのは知ってます。しかしながら、こんな、絶対にやったらあかんようなことを、管理する立場の町長がですね、そんな甘い懲罰というんか、何ていうんですか、そういうので許されるんかというあたりは、町長、どのように考えます。僕はちょっと……。だからどないせいと言うとるんじゃないですよ。じゃないですけども、町長の月給って70何万でその3か月、10分の1やった20万円ほどの話ですやんか。そんなお金で言うんじゃないですけども、そんなものを簡単な考え方でいいのかなというふうに思うんですけども、その辺はどうですか。

上 滝 議 長

中井町長。

中 井 町 長

私は特別職ということで懲戒処分の対象にならないという中で、自己責任という形で管理者責任という形でさせていただきます。決して私は、今回の職員の処分、当然、分限調査委員会の委員会ですね、処分の判断基準に従って、その罪を私も調べて、そして類似的な過去ですね、先ほど話をさせていただきました。過去の首長が、こういう事件以上のこともありました。その中で、処分がどうやったかということ踏まえた中で、私は自分の処分を10分の1、3か月させていただきました。これに関して私は、決して、安易に考えたわけでもなく、きっちりとした個別事件を参考にしながらやっています。ですから先ほど副町長が答弁していただいたように、個人情報漏洩ではなくて守秘義務

違反、刑事罰、そして、また、本人の反省、いろんな総合的に判断した中で、今回懲戒処分。ですからこれは全国的に見ても、決して軽いもんでもなく重いもんでもなく妥当であると。そういうふうに基づきながら、私のほうに報告をいただいて、それをもとに、私もいろんなものを調べながら、やはりこれは妥当であると。ですから逆に、ひょっとすると、何も処分のないままにやられていたケースもありました。過去には。逮捕されても何も減給もしてないときもありました。そういったことも吉野町長として、過去の刑事罰も含めた上で、私は今回の処分をですね、自分自身に課したということでございます。決してその周りの政治に流されてはいけないというのは、今回の職員の処分判断も一緒です。我々は政治家ですから、いろんなところでいろんな話も聞かせていただきます。ただそのときに、きっちりとした説明をですね、するということが求められますんで、今回のこの答弁になったことも全部私は表に出しながらですね、説明をしていきたいなというふうに思ってます。

上滝議長

中西議員。

中西議員

はい、よくわかりました。先ほどの話に少し戻りますけど、副町長、先ほど言いました。懲戒処分というのは3か月の停職であると。それが妥当かどうかはもう別の話として、それを下した。そのあとの人事としての降格の話ですけども、先ほど言いました。管理も出来ないものをまた、課長級の管理者に置くんかよというあたりの見直しのあたりはどう考えますか。私は、町長、人事は町長の特権ですから、余り、こう言いたくないんですけども、そんな人がうちのこれ課長ですねって言うて、私らが大きい顔して紹介できるんかどうか、みんなに、これで、うちの立派な課長でしょうって、笑われるようなことをするのは嫌ですから、その辺のところは真剣に考えて、人事やってるんかな。その辺どうですか。

上滝議長

副町長。

<p>永井副町長</p>	<p>ご質問ありがとうございます。停職3か月っていうのは懲戒処分っていうそのとおりでございまして、もう一方、一人につきましては課長級への降任という、処分を加算しております。これは法律上ですね降任というのが、懲戒処分ではない、分限処分ということに当たることから、別処分というふうになっております。ただ内容的に、形式的には違う処分ですけども、実際の性質としては懲戒処分と同じ性質というふうにとらえていただいて間違いないかと思えます。地方自治体によりましては、条例で降任も懲戒処分という位置づけているところもございしますが、奈良県、どこの市町村もそうだと思います。県庁もそうですし、吉野町も降任については分限処分というふうにさせていただいております。この分限、今回一階級降任ということなんですけど、それを決めた、これ本当にポイント何かというと、懲戒処分とはまた若干違うんですけど、過去ですね、吉野町の降任の例を参考にしたというのがいちばん大きなところでございます。昔の話を持ち出すのもちょっとあれかわかりませんが、個人特定出来ない形でさせていただくと、令和元年度に暴力事件があってですね停職2か月の方がいらっしゃいました。この方は、主幹から課長補佐に一階級降任ということになってます。それから分限降任となりますと、ちょっと遡りますが、平成12年度に無免許運転で停職3か月の方もいらっしゃいました。この方が停職3か月で、課長から課長補佐と。いずれも一階級降任というのが吉野町のこれまでの事例でございましたので、今回、参事から課長という、一階級降任させていただいたわけでございます。おっしゃる通り、課長としてできるのかという確かにそういうことも、十分考えないといけないというふうに思っております。今後、3か月停職、今本人、辞職するとかそういう意思表示はされておられませんけども、3か月、停職あけにはどういう人事をするのか、それは町長が決めることでございますけれども、あくまで課長級という、課長級に降任ということでございますので、この議場に座るような課長とは限りませんので、その辺を十分、今回やった罪をですね十分加味して、町長に考えていただきたいなというふうに考えてございます。</p>
<p>上滝議長</p>	<p>中西議員。</p>

中西議員

反論するんじゃないですけども、先ほど暴力事件とか無免許運転とかいう話をされましたけども、それは、言葉おかしいですけどプライベートというか、自分の仕事場で起こったことじゃないじゃないですか。でしょう。でも今のこの漏洩については自分の仕事場でできる話の違反なんですよ。それ一緒に考えてもらったら違うと思いますよ。僕は。もうそこは、これ以上言うても駄目ですからも町長にお任せをします。そしてですね町長、町長が就任されてからね、私非常に気になってるのは、20代から30代の子が、もう10数人退職されてます。今日日の若い子ですから、一つの就職先に留まるということをしなくて、どんどんどんどん変わっていく。そういう人も中にはいるでしょう。しかし一般論として、私らぐらいの世代になったら、もう公務員になれてんからずっとおって、おとなしいしとつたらずっと安泰できるじゃないかという、昔型の考えが私らにはあるんですけど、今日日そういうことを考えないでやめていく子がいるということも事実だろうと思います。しかしながら、もっと言いたいのはね、もっとその若い子、しかも有能な子で、例えば、県職になった子もおるようなことも聞きまして、他の市の職員とか、他の町に行ったとかいろんなことを聞きます。町長のビジョンとか吉野町の将来の夢とか、そういうものが若い子に伝わってなかったんじゃないか。もっと、吉野町のことを町長がこういうふうにするから俺についてきてくれというような、リーダー的なところがちょっと欠けていたんじゃないのかというふうに僕は思います。それと、やはりその仲よしクラブというのは、非常にグループに入れへんたら云々というようなことがあって、邪魔をしてたんじゃないかなという気がします。その辺、町長、もっとその、どう言うのかな、その職員に、先も言いましたがんじがらめにするんじゃないですけども、もうちょっと管理能力というんか、管理責任とかそういうのをきちっと出してあげないと、これからも、またやめていく子も出てきたりとか、新採の方も来られても魅力もない町やな、町長何考えてんねみたいなことを思われたらね、またやめていきかねんというようなこともあるんで、その辺のとはしっかりやっていただきたいと思うんですがどうですか。

上滝議長	中井町長。
中井町長	<p>職員の流出でございます。これに関しましては、私の議員の後半ぐらいから非常に若手が抜けていくっていう状況を垣間見ながら、私も町長に就任をさせていただきました。町長に就任したときに若干の抜けていく、それはもう決めていた人もおりましたので、ここはいちばんとめていかなあかんということが、いちばんの私の中での人材育成につながることでしたんで、アイデア会議をして、若手を中心に集めながら私のビジョンを伝えたり、共通課題をですね、話し合いながら横のつながりをつくるということをやってきたのも事実であります。就任当初からコロナがあつてですね、いろんな交流が出来ない中で、必ず総務課長に聞きながら、毎年どれぐらいの人が入ってどれぐらい抜けていくという数字を押さえていただけてました。私はまだ表に出してませんが、5年半、私になってから5年半たつわけでございますけれども、何とかそれをとめていきたい。それは私の力だけでも無理ですんで、いろんな人の課長を中心とした職員の力と合わせて、やはり流出を防いでいってほしいという思いがあつてですね、5年半の中でまだ退職者はゼロです。これは今の事実でございます。抜けていく過程の中で、私も首長ですから全国の市町村の首長とお話をさせていただく中で、やはり県庁であれどこであれ、やはりこの30代の流出が非常に多いんです。これも事実であります。当然給与面から市役所に行ったりとかですね、町村から市役所行ったりとか県庁行ったりとか、もしくは県庁から市のほう行ったりとか、いうケースも、この数字もある一定程度非常にその流出が多いというのを聞いてます。だからこそ、これからの町村においては、やはり採用していった中で、いかにその職員をですね、やはり働いてもらえ続けるかっていうのはすごい大事ですんで、そこの意識は常に持ちながら、今おっしゃっていただいたものももっと足らなければもっと、職員にですね、このビジョンを語っていく、これは非常にSNSとかいろんなもんも開示しながらですね、伝えていくということをやりたいなと思つてます。ただ、その辺と、数字というのは、漠然と感覚でですね、やはり私も2期目の選挙のときに、そこをさんざん言われました。しっかりとした数字はないままにずっとというよう</p>

	<p>な感覚でやめていくと。でも、私自身はしっかりとその数字を押さえながら、やはり、仕事をしていかないといけないですし、やはり、職員の意識っていうのを見ていかないといけないということがございますので、しっかり肝に銘じながらやっていきたいと思っております。</p>
上 滝 議 長	<p>中西議員。</p>
中 西 議 員	<p>せっかく来てくれた吉野町の職員ですんでね、きちっと伸ばしてあげるとか、役に立つように指導していくとか、その辺のことをよろしく願いをいたします。一般質問を終わります。</p>
上 滝 議 長	<p>続いて、澤木久美子議員より出されております</p> <p>(1) 今年度の3つの重点事業の一つである二地域居住の推進についての一般質問をお願いします。</p> <p>澤木議員。</p>
澤 木 議 員	<p>2番 澤木久美子です。質問の時間をいただきありがとうございます。重要な質問が、一般質問が二つ続いた後で、先輩議員がしてくださったので、私からは、ここから全くちょっと毛色の違う質問とさせていただきます。</p> <p>まず、現在吉野町が三つの重点事業として掲げる事業のうちの一つである、二地域居住の推進について質問させていただきます。吉野町では今、移住定住、二地域居住、空き家対策など、複数の施策を通じて、人口減少や地域の担い手不足と向き合う事業をされていると思います。しかし、こうした取組が個別に進む一方で、町としてどこを目指すのかという目標設定が見えにくくなっているようにも感じます。そこでまず初めにお尋ねします。重点施策の一つとして、二地域居住の推進が掲げられていますが、改めてこの取組を通じて、町としてどのような目標や成果を期待されているのか、その目的について、町長にお伺いします。</p>

上滝議長	中井町長。
中井町長	<p>澤木議員の一般質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>まず、大きなテーマで二地域居住の推進ということでございます。移住政策とか定住政策とか、いろいろと政策がある中で、個別についてということなんです、これはもうひっくるめて、最終的に移住政策につながっていくということで、二地域居住があるととらえていただきたいなというふうに思います。その中でまず、どのような目標でということでございますけれど、ちょっとこの二地域居住、若干ですけれどもお話をさせていただいて、町が目標にしているところに持っていききたいなというふうに思います。二地域居住の推進に関しましては、全体的な国の動きを説明させていただきますと、近年、地方部を中心として人口減少が著しく進行している地域では、一定数の人口を前提とするインフラや生活必需のサービスの維持が困難になりつつあり、居住者の生活環境が持続不可能となるおそれが高まる中、第三次国土形成計画に掲げる地方への人の流れの流出、拡大の実現により、この地方の活性化を図ることが喫緊の課題となっております。その中でコロナがあって、テレワークであったり、生活拠点を置ける暮らし方が変わってきたということで、二地域居住のニーズが高まってきたというのが、今の現状であります。その中で、法律のほうも令和6年の5月に、二地域居住の促進を通じた地方への人の流れを創出拡大するために、広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部が改正されて、今、進んでいるところでございます。澤木議員もご存じのとおり、地方創生2.0基本構想の中にも、この地方分散とかですね、都市と地方の交流等による創生という文言があって、その中で、二地域居住等を社会政策、国土政策としての観点から促進するとかですね、スモールコンセッション等空き家を活用したというスモールコンセッションというのは、行政が持っている公社であったり、そういうふうな空き家ということを活用して、二地域居住に向けて提供していくという等々の文言がございます。その中で、吉野町としてですね、この二地域居住に掲げる目標、どこを目指してるかということでございますけれども、当然、人口減少、特に高齢化率が高い地域でございますので、人口減少対策に向けて、</p>

そしてまた地域活性化の両面からこの重要な施策と位置づけてます。第5次総合計画の中で一年当たり概ね、5世帯程度のファミリー世帯の転入を促進する。これがまず一つ目標に掲げています。もう一つ、その中で、若年層、特に4歳以下の人口を概ね10人程度維持することを目標に掲げています。これにより、中長期的な視点から人口、年少人口と生産年齢人口の比率を安定的に保つという事は、これ総合計画の中に基づいて、この二地域居住に持って行くわけですが、すけれども、特に、もう一つは、最近災害が多い時代に入ってきました。特に都市部での災害のみならず地方などでも災害がありました。もう一つのふるさとを持ちましょう。もう一つのふるさとの一つとして吉野町に、災害時には一時的に避難していただいたり、そしてまた滞在できる安心の場となりうる、そういった側面からも二地域居住の促進を図っております。これは、災害のときだけに帰ってくるのではなくて、二地域居住することによって、平時から地域住民との交流をすることによって、都市部の方が地方とつながる、そしてまた、命を支えるふるさと、心のよりどころとして、この吉野を選んでいただくという移住定住につながる切り口でもあろうかなというふうに思います。もう一つ、二地域居住の受皿として、今、空き家の問題、当然、休耕田の活用というのが喫緊の課題になってます。ここに関して二地域居住、週末だけ農業したい方、そしてまた、ゲストハウス等々で拠点を持ちたいという方もおられます。そういった方が、地域の中で経済循環を生み出していただくきっかけになるということで、二地域居住を一つの入り口にしているということでございます。昨今の新聞にも掲載されておりましたけど、今現在ふるさと住民登録制度というのが推進に向けて動いてます。その中でもプレミアム創設の方針も、新聞の記事でございすけれども示されております。このプレミアムというのは宿泊とか交通費とか、優遇措置を設けることによって、よりその地域に通っていただくことによって、この二地域居住に促進につなげるということで、住みたい、帰りたいふるさとということで、今、そういう流れも来ておりますんで、そういったことも総合的に含めながら、二地域居住だけに絞るのではなくて、最終的に移住につながる、定住につながる、そういった空き家利活用や休耕田対策にもつなげていきたいというのが大きな政策の目標になってこようかなと思

上 滝 議 長	<p>ます。</p> <p>澤木議員。</p>
澤 木 議 員	<p>先に申し上げるのを忘れました。私、一問一答でお願いしたいと思いますので、できれば答弁は三分程度でお願いします。</p> <p>今、おっしゃる国の方針としての地方創生2.0というのもよく存じ上げてますし、正直私は内容を今のところ見る限りでは、あまり何て言うんですかね賛成というか、共感をしていないことが多いですが、ですから今回も、二地域居住の推進というのを重要事業に挙げられているということは、基本的に国の方針であるということはわかっていますが、それは実際に、吉野町民にとって二地域居住者というのが、どういった存在になるとお考えでしょうか。その二地域居住というのは、例えば、季節のいい桜の時期と秋に時々来るねとか、それが二地域居住だとすると、空き家を別荘のように活用されるだけではないかという、地域との接点生まれにくいのではないかという、そういう地域の人たちにとっての逆に不安につながるのではないかということも懸念します。町民にとってどのような利点や関わり方があり得るとお考えなのか、具体的にもう少し町長の考えを聞かせください。</p>
上 滝 議 長	<p>中井町長。</p>
中 井 町 長	<p>二地域居住という方々でもいろいろ、何ていうかな、ランクが位置づけられるかなと思います。関係人口のときもそうなんですけども、当然ふるさと納税をする方が、いらっしゃる方もおれば、毎年ですね、こういうふうに来られる方も全て関係人口の中に入ってくるわけです。二地域居住も一緒に、その辺の施策については、当然地域住民であったり、そして行政の施策とマッチしながら、どういう方をやっぱり目指していくかっていうのがあって、先ほど、大きな目標の中で若年層の層ですね、ファミリー層をやはり一年間で5世帯、一定のファミリー層を持っていきたいというのがこれベースにあるわけです。ただ、</p>

その方々もいきなり移住というのはなかなか難しいかなというふうに思います。その中で、逆に若い層の方々が、一旦、デュアルスクール制度とか、学校とか地域の人と触れ合いながら、やっぱりこの地域がいいなという、何回もリピーター的に来ていただくような形ってのが、まずベースになってこようかなと思います。桜の時期だとか別荘的な感覚というのは、ちょっと若干その空き家バンク登録でそういう方がおられるケースも聞きますけれども、やはり、二地域居住という、私の思いは、やはり、週末、逆に言うと農業をしていただくとか地域の方々と触れ合うという、地域交流のベースがあって、二地域に拠点を持ってもらうということでない、災害時の対応とかいろんなコミュニティーが出来ないということがありますので、私、思いの中は、やはりそういう形でリピーター的に何回も足を運んでいただくというのがベースになろうかなというふうに思います。

上 滝 議 長 澤木議員。

澤 木 議 員 今、お言葉の中にありましたデュアル教育というのに関して、ちょっと流れでついでになります、お伺いしたいんですが、現状として、そういう受入れを今どの程度されてますか。もしくは、ないならないということで、ちょっと現状を教えてください。教育長になりますかね。

上 滝 議 長 教育長。

土 居 教 育 長 デュアル教育、あるいはデュアルの産業教育と普通教育というようなデュアルの教育について、今、本町では対応していません。

上 滝 議 長 澤木議員。

澤 木 議 員 二地域居住ということであれば、先ほど町長からもお話ありましたけれども、ファミリー層にも来てほしいとなると、当然、教育というのは必ずついてくる

<p>上滝議長</p>	<p>ことだと思えますし、デュアル制度を使いたいという希望があったときに、すぐに受入れられる体制を整えておくというのは必須やと思えますので、そこは対応をよろしくお願ひしたいと思えます。それでですね、具体的な施策の中身についてももう少しお伺ひしたいんですが、二地域居住の推進に向けて、町として今、具体的にはどのような施策を講じられておられるのか、それらの取組の進捗状況とか、あわせて担当課長になりますか、お伺ひしたいと思えます。</p>
<p>松田協働のまち推進課長</p>	<p>松田課長。</p> <p>ご質問ありがとうございます。現在の二地域居住推進という重点事業を進めるために、先ほど町長からも答弁ありましたように、関係人口の拡大、また移住の前段階という位置づけで取組を進めております。従来から進めております、関係人口創出事業のTENJIKUですとか、あと町長公室のほうで進められているシティープロモーション事業などに加えまして、今年度はTENJIKUのサポーターによる、大阪や東京でのトークイベントなどを実施予定です。こちらにつきましては、TENJIKU吉野の事業を支えてくださっている都市部在住の5人のサポーターの方々が、吉野町へ訪れるきっかけづくりのためのイベントを企画していただいているものです。このイベントにより、都市部の方々が吉野町へ来られるきっかけづくりや、関わり方などを学んでいただける機会となればと考えています。また、移住施策のほうとしましては、新しい取組としましては移住体験施設の整備事業がございます。こちらは、役場の北西側にあります物件で、昨年まで空き家コンシェルジュに事務所として活用いただいていた町有の空き家がございます、その物件を移住体験施設として活用するため今年度改修を行うという事業です。進捗につきましては、多様な主体と関わりながらつくり上げたいという思いがございます、包括連携協定を結んでいる近畿大学の学生さんから、設計デザイン案をコンペ形式で募集させていただいているところです。こちら9月中にデザインコンペに関する審査を実施しまして、実施設計に落とし込んでいく予定です。工事につきましては、年度内で竣工できるよう進めたいと考えており、その後の管理運営、運営方針などについて、現在</p>

	<p>検討しているところで、次年度の予算にも反映させていただきたいと考えています。以上です。</p>
上 滝 議 長	<p>澤木議員。</p>
澤 木 議 員	<p>今の説明の中に出てきましたのでお伺いしますが、移住体験住宅の整備ということで、言葉で言うと、まず、箱は準備が進んでいると思うんですが、それを具体的にどのように運営していくのか。その方針とか構想について進んでいるのであればそれについてお聞かせください。</p>
上 滝 議 長	<p>松田課長。</p>
松 田 協働のまち 推進課長	<p>県内でも現在、18市町村、26施設が移住体験施設として自治体で整備されておりまして、自治体ごとに直営型、委託型、民間主導型と様々な形態での運用がなされております。吉野町でも、令和8年度での運用開始を目標に、運用面の制度を検討しているところでございます。まだ、詳細につきましてご説明できる段階にはございませんけれども、直営実施ではなく自治協などの地域運営組織ですとか、民間の方々と連携した運営ができればというふうに考えております。ベースとしましては、移住検討者の利用という位置づけで、それ以外にも交流イベント、移住体験ツアーなどの連携などできればというところで考えております。以上です。</p>
上 滝 議 長	<p>澤木議員。</p>
澤 木 議 員	<p>具体的に場所は申し上げませんが、近隣の市町村がお持ちの移住体験住宅で、体験された方のお話を伺ったことがあります。この移住体験住宅に泊まりたいですということで予約したら、町の役場の方が鍵を持ってきてくださったと。鍵をあけて、はいこちらです。使い方はこうです。それでは。と言って帰られたと。そうなるそうですね、これからこの町に移住できるだろうかって考えてい</p>

る人が、どこへ行ったらいいのか、何をしたらいいのか、どこでどう人とつながるのか。全くどうしようもなかったと。正直、私、案内されたんですけど、途方に暮れて、建物は立派だったので居心地がよかったんですけど、3日間、1人でうろうろしても何もなくて、別の場所へ行くことにしました、って言われました。箱はつくるのは簡単ですが、どうやって運営していくのか。最終的には、私自身もそうでしたけれども、移住のきっかけになるというのは、場所ではなく、箱ではなく、人だと思いますので、ぜひそこは、具体的にこれからだと思いますけれども、仕組みを早期に検討を進められていただきたいということをお願いします。

ところで同じ担当課になると思いますが、昨年の半ばから空き家バンクが直営になりました。移住定住も含め二地域居住に関しても、当然ながら住まいが問題になると思いますが、昨年度からの空き家バンクの状況、それ以前とそれ以降比較するなり、どんなメリットが出てきたのか、もしくはデメリットも出てきているのか、その辺りをお聞かせください。

上滝議長

松田課長。

松田
協働のまち
推進課長

ありがとうございます。ご承知のとおり空き家バンクの運営につきましては、令和5年度末で業務の民間委託を終了しまして、令和6年7月より直営で実施しております。稼働して1年余りが経過し、見えてきた点もございますので、その状況についてご報告させていただきます。現在、業務の体制としましては、主査級の職員1名と週3で勤務いただいている会計年度の方2名で、空き家バンク業務を主に行っております。もちろん、課内の他の職員も電話ですとか相談の対応を行っております。業務内容といたしましては、空き家所有者及び空き家利用希望者からの相談対応、こちらは電話、メール、窓口対応などでございます。空き家バンクの登録物件の調査、こちらにつきましては、所有者の方と同行しまして、物件のほうの調査をさせていただいております。また、利用希望者との物件の内覧への同行、あと、ホームページでの情報発信、物件及び利用者の登録事務、内覧や調査の日程調整などを行っておるというところでご

ざいます。稼働実績といたしましては、令和5年度と比較します。利用登録は令和5年度で80件、令和6年度が90件。物件の登録が令和5年度が24件、令和6年度は31件。成約数は令和5年度が15件、令和6年度が13件。委託実施期である令和5年度と比較しまして、空き家バンクの利用登録について10件の増加、空き家の物件登録につきましては7件の増加、成約については2件減ですが、これまでの委託期と比較しても変わらない実績を出すことが出来ました。職員がわからない状況でありながら、多方面いろいろ調べながら、何とかこのような数字を出すことが出来ました。ただ直営のメリット、デメリットというのも見えてきまして、メリットとしましては、行政が実施することの安心感、あと運営状況につきまして、直ちに職員のほうで把握が出来ているということ。あと空き家バンクの業務に関しましては、他の課との連携というのが必須ですので、その辺りが迅速にできるようになったということなどが挙げられます。また、一方でデメリットとしましては専門知識が不足していることですか、職員が対応するということが人事異動の可能性もあるということ、あと土日の対応については困難であるということなどがあります。課題と今後の方向性としてしましては、物件調査、内覧などについては基本的に職員2名で行くようにしております。現在もほぼ毎日現場に出るような状況にあります。実績値をさらに上げていくには、部分的にまた外部委託をするなど、検討する必要がございます。また、業務の性質的に不動産取引に関する専門的な知識が必要になることが多く、相談できる企業、資格者の方と連携することが必要であると感じています。今後、対応する職員の異動もあることも想定して、そういった部分的な民間との連携というところが必要であると感じております。以上です。

上 滝 議 長

澤木議員。

澤 木 議 員

ありがとうございます。以前からなんですけれども、私自身も移住先というか、借りる場所が最初欲しかったんですよ。まだ、移住も考えてなかった頃ですが、それこそ今思えば二地域居住を始めた頃です。借りる家、全くありませんでした。今、空き家バンクを拝見しても、ほとんど賃貸物件がないと思いま

	<p>すけれども、二地域居住とか、先ほど町長からもお話ありましたけれども、移住に向けて考えれば、お試しの期間住む場所ってというのが賃貸で絶対必要ですけれども、相変わらずそのような物件が増えてくる気配はありませんが、それに対する具体的な何か方策というのはされていますでしょうか。</p>
上滝議長	<p>はい、どうぞ。課長。</p>
<p>松田 協働のまち 推進課長</p>	<p>ありがとうございます。議員おっしゃるように空き家所有者の傾向といたしまして、早く物件を手放したいという傾向が強くあります。そのため空き家バンクに登録される際も、賃貸ではなく売却でという登録の方が多い状況です。一方で利用者側からすると、いきなり不動産を購入するのはハードルが高い、まずは賃貸で様子を見たいという方が多い状況です。このような状況から、移住希望者のハードルを下げするためにも、賃貸物件を増やしたいというのは行政側としても考えております。ただ、所有者が賃貸物件を取り扱う際のハードルといたしましては、家賃回収の手間が発生するとか、トラブル対応、物件を続けて維持管理していかないといけないということなどが考えられます。これまで空き家コンシェルジュさんのほうで、サブリース契約ということで、管理を専門の方がやっていただけるようなことも実施されていたんですけども、なかなか行政でそこまで手を広げるっていうのが、現在難しい状況ですので、その辺り何か、それこそまた、民間の方と連携することが出来ないかというようなことを考えております。いずれにしても、物件の掘り起こしっていうことも、空き家バンクの賃貸物件を増やすことは必要だと考えておりますので、そちらの方面でも引き続き、空き家バンクへの登録という形で進めていけたらなというふうに考えております。以上です。</p>
上滝議長	<p>澤木議員。</p>
澤木議員	<p>今の言葉の中にありましたが、所有者さんで空き家バンクに登録される方は、ほとんどが手放すことを希望されるっておっしゃってましたけど、ちょっとそ</p>

これは決めつけではないかなと私は思います。私は今、国栖に住んでまして、国栖地区自治協議会の中で、空き家担当という活動をしています。地域、地元の人たちに声をかけられたら、いや、うち、貸したいねんけどっていう物件が、今、私の周りで既に二、三件声を上げてくれてます。その方たちに空き家バンクの登録へのご案内をしたら、バンクの存在を知ってるけれども方法を知らない、制度を知らない、補助制度を知らない。話をしていたら、やっぱり空き家バンクの制度をせっかく町がやっている、町の制度を余りご存じないということがわかりました。毎年ですね、固定資産税のお知らせをするときに、そのご案内を同封してますというのは聞いてます。何年かされてるとは思いますけれども、それでも伝わってないのなら、別の方法を考えるべきだと思います。今どきですから、例えばオンライン説明会をするとか、それから、何ならオンライン個別相談を受けるとか、わざわざ吉野に来てもらわなくてもご相談に乗りますよという、そういうサポート体制を、もう少し具体的に考えていただけたらなと思います。それと、先ほど話に出ていました、その地域とのつながりをつくっていくってことをおっしゃってましたけれども、例えば、二地域居住をしてくださる方、もしくは移住をしてくださる方と地域住民とをどうつなげていくか、そういう仕組みづくりについては何か検討されてますでしょうか。

上滝議長

松田課長。

松田
協働のまち
推進課長

地域とのつながりにつきましては、今、町と連携して実施、活動していただいている地域受入れ協議会という団体があるんですけども、そちらのほうでも、交流活動を事業として進めていくことを提案いただいたり、今、今年度も2回ほど実施していただいたこともあるんですけども、そういったきっかけづくりってのが必要かなと考えておりますので、そのような事業っていうか、そういう形を次年度も展開できればなというふうに考えております。

上滝議長

澤木議員。

澤木議員

ありがとうございます。私もその地域の住民と移住者さんをつなぐイベントというのには実際に参加したり、活動の一つとして私も参加してますが、結局、ボランティアなんですね。ボランティアで、少しでもそういう思いがある人たちが、そういう外から来てくれる、吉野を選んでくれる人たちに、何とかそのままここに住みたいと思っていただけたらなという思い、もしくは移住してくれたけれども、何だこの町はって思われぬように、やっぱりこの町いいね、やっぱり住みたいって思ってもらえるようにっていう、そういう機会と、それから結局は人のつながりというお話をしましたけれども、地元の人たちとつながることによって、やっぱりこの町温かいねとか、居心地いいねって思ってもらえる機会っていうのは、逆に、町民にとってもですね、外からこうやってうち、この町を選んでくれる人がいるんだっていうことが、気持ちとして、前にも使わせてもらったんですけど、そのシビックプライドを上げるというのは、この町を選んでもらうっていう気持ちにつながっていくと思うんですね。それは延いては町民さん自身も、この町に住みたいという思いにつながっていくと思いますので、その人とのつながりをつくるということを重点に置いていただきたいと思います。で、この二地域居住ということを重点事業に上げているということが、私はもうどうしても何かしっくりこなかったもので、今回質問させていただきましたけれども、最終的にはもちろん、移住定住につながる、それは人が増えればいろいろな問題が解決できるということではないと私は思っています。ただ、今、申し上げたその気持ちの問題ですね、町民にとっても、もしくはもちろん職員さんにとっても、人が増えていくことは、減っていくことよりは絶対うれしいことだと思います。政策いろいろあるんですけども、どうもその横のつながりがですね、例えば、町長が言っていましたシティープロモーションですか。それに関して、私は、これが町民に何がつながるのかなって正直理解出来てません。何かそういういろんなことをやってはると思うんですけども、もっとですね、何を目標にしたいのか、そこへ、その施策の目標の明確化とですね、それから施策の集中化っていうのをしていただき、それが市内全体にですね、連携をしていただけるということを目標に置いて、行政運営において強くこれから進めていただけることをお願いして、最後とさ

<p>上滝議長</p>	<p>せていただきます。ありがとうございました。</p> <p>最後になりましたが、続いて、辻内正誠議員より出されております</p> <p>(1) 個人情報漏洩事件への対応と町民信頼回復について</p> <p>(2) 獣害対策 その3 (防護柵の支援について)</p> <p>の一般質問をお願いします。</p> <p>辻内議員。</p>
<p>辻内議員</p>	<p>4番 辻内です。一般質問をさせていただきます。今回は、先日新聞の報道であった職員二人の懲戒処分の件と、農作物への獣害被害対策に関して二つの質問をさせていただきます。それぞれ15分程度を予定していますので、ご協力よろしくお願いたします。</p> <p>それでは一つ目の質問に入らせていただきます。副町長が懲罰委員会のトップということで、大きく三つの質問を用意してますが副町長に答えていただきます。町民にとって、役場に預けた個人情報を守られるということは、町政への信頼の根幹です。今回、職員二人による個人情報漏洩事件が発覚し、刑事事件にもなりました。しかし、吉野町が行った3か月の停職という処分、町民の感覚からすると、余りにも軽すぎるのではないかと私は強く懸念しております。ただし、私は次のことは理解しております。まず、職員の懲戒処分につきましては、議会の議決事項ではございません。また、地方公務員法第29条により、懲戒処分は任命権者、つまり、町長が唯一、そのことを行える人物であることも承知しております。そのことはわかりながらも、先般8月22日の委員会での副町長の説明に関して、大きく3点質問させていただきます。まず、先月22日の委員会での説明や質問の答えに、懲罰委員会、あるいは懲罰の決定に関して、住民への信頼回復という視点、この言葉何回出てきましたか。副町長の説明の中にありましたか。結論ゼロです。私は委員会で数えておりました。その後、録画を見て再確認しております。それでは質問に入ります。一つ目、刑事事件と懲戒処分の関係です。副町長は今回、刑事裁判で地方自治法違反とされ、罰金30万円にとどまったので、その判断を考慮し懲戒処分も考えたと説明して</p>

います。しかし、刑事処分と懲戒処分は全く性質が違います。刑事処分は、国家が社会や個人に課す制裁です。懲戒処分は、制裁的要素もありますが、最も大切な点は、町民に対して信頼回復の責任を果たすために行うものです。一般の会社の例でいえば、最近のフジテレビやフジホールディングスがよい例です。刑事処分が比較的軽かったからといって、懲戒処分も刑事裁判の判断を参考にしたという理由には全くなりません。むしろ、刑事裁判が刑事責任まで問われた事実は、職員として、あるいは吉野町役場の信用失墜が重大であることを示しています。刑事裁判の裁量をそのまま懲戒処分に結びつけることは、町民の信頼回復の観点から妥当だとお考えですか。二人の職員さん、11月には職員として戻ってきます。このときに、住民の皆さんどう思って役場庁舎に来られるのでしょうか。大阪市のような大きな役場ならともかく、この小さな役場ならどこに人事異動になっても、我々住民と関係ある仕事につかれると思います。副町長に住民視点、住民の信頼の回復ということでの考えをお伺いいたします。3分以内でお願いいたします。

上滝議長

副町長。

永井副町長

刑事罰を参考にしたということなんですけど、その罰を参考にしたというよりもその内容を参考にさせていただいたということでございます。刑事罰が軽かったからこっちも軽くするっていうんじゃないんですね、刑事罰がなぜ軽くなったのか、その、心は何かというところなんですけど、やはり、今回事件を起こした動機、それから現在の反省の程度、そういったことを警察や検察も考慮されたと思いますし、私どももそれらを考慮して今回の処分に至ったというところでございます。信頼回復がないというのは本当に申し訳ございません。とにかく、私どもですね、まず、職員の懲戒をどうするかっていうのがいちばん重いことでしたので、それに集中していたというところですし、さらには他に同じような事例がないのかというところも、今、ちょうど調べているところでございます。それに合わせて、再発防止をいかに実効性のある再発防止ができるのかというところも今、考えているところございまして、それらを合わせて、皆

上滝議長	<p>様方にお示ししてですね、信頼回復を図りたいというふうに考えてございます。</p> <p>辻内議員。</p>
辻内議員	<p>信頼回復ということをもともと懲罰委員会で忘れるぐらいなら、懲罰委員会という名前を変えて、町の信頼回復委員会と、そういうふうにしたらいいと私は思いますよ。二つ目。副町長はさっき、今もおっしゃいましたが、職員が個人的利益を得るためではなかった。西澤議員に頼まれたことを理由に刑事処分が軽め目になったのではないか、これは想像ですけれども、そういう趣旨の説明をいつもされます。事件当時は二人とも課長職という組織のトップです。これ先ほど中西議員からあった話です。当時は参事職はいません。しかも当時課長職7人か8人ですよ。7人か8人のうち2人やってるんです。この副町長の下で課長しかいないところは、その課長が議員から依頼を受けて違法行為を行う。刑事事件は、起こした、極めて重大としか信じられない事件ではありませんか。西澤議員に頼まれたK課長は課長だからこそきっぱりと断るべきです。K課長から頼まれたY課長。個人情報にアクセスできる権限がある課長だからこそ、最も最も気をつけて、K課長に断りを入れないといけない。あるいは、町長にY課長はK課長がこんなこと言うてますよ。それを言いに行かないといけない。その上で、町長がそれを許したならば、この町は大分病んでます。そんなことはなかっただろうと、こういうふうに思います。先日の副町長の説明は、頼まれたから、あるいは自分の利益でやったのではないかにやたら力が入ってました。課長という責任者が起こした個人情報漏洩という点でお願いします。簡単に言えば、同じ事件を主事が起こすのと、課長が起こすのは、懲罰は同じですか。3分でお答え願います。</p>
上滝議長	副町長。
永井副町長	もちろん管理監督者である、今回、町のいちばんトップと言ってもいいぐらい、一般職のトップと言ってもいいぐらいの職員が起こしたわけでございます

	<p>ので、主事、あるいは主査が起こすのとは全く違うというふうには思っております。</p>
上 滝 議 長	<p>辻内議員。</p>
辻 内 議 員	<p>全く違うということは、主事・主査が起こせばもっと軽いということですか。停職1か月とかそんなんで済むということですか。逆に聞きます。</p>
上 滝 議 長	<p>副町長。</p>
永井副町長	<p>それはその時点のですね、いろんな情報を加味しないと、一つの事案をもつてのみですんで判断は出来ないというふうに考えてございます。今回もですね、今、辻内議員がご指摘いただいている点もちろんそれは加味しておりますけど、あらゆる情報を、集めに集めたって言うてもおかしくないと思いますが、私の吉野町役場で副町長の仕事のうちのその期間中、ほとんどこのことをやってたぐらいの、それは仕事でも家帰ってもそうですけども、ほとんどこれに費やしてた。その中でですね、熟慮に熟慮を重ねて、この結果になったということをご理解いただきたいというふうに思っております。</p>
上 滝 議 長	<p>辻内議員。</p>
辻 内 議 員	<p>まあ、副町長ね、本当にかわいそうだと思いますよ。県から吉野町に来てずっとこのことしかやっておられない。吉野町のためにもっと別のことをしてもらいたいんですけどね。あともうちょっと一つだけつき合ってくださいね。3点目です。今いる職員さんの気持ちです。情報漏洩があった3年前、この二人の部下であった職員さん、まだたくさんおられますよ。どう感じているんでしょうか。一人は4月に参事に昇格された方です。もう一つ、この6月時点、K参与は3年前の政策戦略課長。そしてY参事は、この前まで町長公室の参事。組織の名前こそ変われ、吉野町の政策戦略に携わる町長の右腕となる組織のトッ</p>

プです。私が役場の職員なら、私の働く役場にこのような人が戻ってくること自体が信じられません。私の働く役場で私の上司になったら、あるいは一緒に働くことになったならば、私はこの役場をやめます。もし、この役場の職員さんが、皆さん3か月後に拍手で迎えるようなら、この役場かなり病んでます。副町長、懲罰を受けた二人の職員さんより、若い役場の職員の立場からどう思われますか。3分以内でお願いします。

上滝議長

副町長。

永井副町長

なかなかちょっと難しい、お答えが私どうお答えしていいのかすぐには答えが見つかりませんが、若い職員の立場としてって言いますと、そうですね、今回このような事件が起こってこれだけ大きな騒ぎになっております。また、重い軽いはいろいろご意見ある。今、処分が軽いんじゃないかというふうなご意見をいただいておりますけれども、職員として、若い職員に私が今回お伝えしたいのはですね、やっぱりそのコンプライアンスの重要性といたしますかね、この事件を本当に教訓にしてほしいなというふうに思っています。教訓にするには余り大きな事件で、吉野町の不名誉なことになったというふうには思いますけれども、これをですね、起こってしまった事件を取り戻すことは出来ませんので、これをぜひ教訓にして職員一同頑張っていたいただきたいなというのがもう私の思いでございます。

上滝議長

辻内議員。

辻内議員

一同、みんなで頑張るの無理やと私は思いますけど、それはそれで頑張ってもうたら結構でしょう。副町長はですね、他の自治体の事例や奈良県に聞いたとおっしゃいましたが、1万人以上の県職員の規模なら職場異動でどこかの市町村の出先機関に行けばいいんですよ。しかし、この吉野町人口6,000人以下です。二人の職員さん、今吉野町に住んでおられませんけど、二人とも吉野中学の卒業生ですよ。住民の多くの方が知ってる職員さんです。だからこそ、吉

	<p>野町の信頼回復のために役場に残ってもらったら困るんです。次の言葉が私の今回の結論です。二人の職員が役場に残る限り、吉野町の信頼回復なし。懲戒処分は、議会の議決事項じゃないことはわかっていますが、懲戒処分以外に、役場に戻って来てもらえない方法幾つかあります。私も頭の中にあります。これ以上は申しません。最後に町長全体をまとめて、3分ほどでお願いいたします。</p>
上 滝 議 長	中井町長。
中 井 町 長	<p>辻内議員からいろんな側面から今回の処分についてお話をいただきました。組織として非常に重大な事件ということで、いろいろと質問もいただき、そして、それを真摯に受け止めながら信頼回復に向かっていくということが、私の責務であろうかなというふうに考えております。懲戒処分は私は判断するというので、尊重するという形で今回の処分に至っております。ただ、今回の事件は、冒頭に話もさせていただきました議員との関係の中で出てきた、これは特殊性のある事件かなというふうに思ってます。これは、今回、西澤議員のみならず、長年の中であった仲かなと。これを同じ繰り返しをしないために、再度、私のほうから、今回、政治倫理条例特別委員会に向けて、先ほどの縷々の処分内容は別としまして、今後、個人情報の保護は最も大切なことであります。ですからこそ、ほかにも、土木・建築工事、入札に関する情報、そしてまた、予算計上の前のですよね、役場内部の検討の情報などを外部に漏らさないよう、こういったこともしっかりと職員と認識を高めながら、議員の皆さん方も認識をともにしながら歩いていくことが、町民の皆さん方の信頼回復だと思っておりますので、引き続きのご協力とご理解をよろしくお願い申し上げます。以上です。</p>
上 滝 議 長	辻内議員。
辻 内 議 員	この一つ目の質問のまとめとして、先ほど申しましたけども、この二人の職

員の方、このテレビを観てたら、戻ってこない方法はあるんだよということですね、ぜひ、聞いていただきたいなど、このように思います。

それでは二つ目。ソフトな話題に行きたいと思います。獣害対策、防護柵について質問いたします。吉野町におきまして、全ての自治体や区で、住民全体が共通できるというか、話がある話題が獣害です。獣害対策には、捕獲と防御の両面があるわけですが、今回は鹿とイノシシに絞って、かつ町が支給している防護柵、つまり金網の柵について質問します。まず、私が町長初め理事者の皆様方に同意を得たい結論を申し上げます。獣害対策をする目的は何ですか。もしくは何のために獣害対策をするのですかの答えを、私と一緒に深く考えていただきたい。ここで人の命に関わる安全の話をする少し焦点がぼやけてくるので、安全の話は横へ置いておきまして、私が思う結論。何らかの農作物、花も含めます。への被害防止が目的です。では農作物とは何か。ある特定の法的解釈や制度の定義を除けば、一般に言われる農業や、もちろん家庭菜園、そして庭でのポットによる野菜や花も全て農作物です。よって、本来獣害対策は、作付け面積の大小など関係なく実施すべきものだと私は考えております。家庭菜園は単に野菜や花が出来てくるという成果だけでなく、その過程で土に触れるという行為は、自然と体を動かすこととなりますから、健康によいことは多くの資料からも言われています。具体的には大きく三つございます。1、精神的な健康への効果、軽い運動となるということです。2番目、精神的な健康への効果、ストレス軽減や達成感、自己肯定化、認知予防もあります。それから3番目、社会的な効果、隣人や地域との交流ということで、獣害は今の組織で言えば、町の組織で言えば、長寿福祉課にも関係があるということです。結論的には、先ほど申したことと重なりますけれども、獣害対策イコール農業支援という考え方をやめないといけない。健康づくりと大きく関係ある家庭菜園や、庭先の栽培をもっと大切にすることを前提とする獣害対策であるべきと考えます。この点につきましては、最後に森井課長にもお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いします。回答のほとんどは紺田参事になりますので、町長が最後にまとめていただきたいと思います。

それでは質問により、現状及び過去の獣害対策の柵を支給するという事業の

上滝議長	<p>振り返りをしたいと思います。私の記憶によると、町による柵の支給は西暦2010年に始まっていると思います。2010年には、国庫補助事業として、一定の農地というか田んぼを囲う事業として始まりました。その事業が、2015年、平成27年まで続き、平成27年に、つまり2016年から町の単独事業となったとして理解します。平成28年、2016年から昨年2024年まで、9年間ですね、町の事業として柵に使った累計金額を紺田課長教えていただきたいと思います。</p>
紺田参事	<p>紺田課長。</p> <p>失礼します。まず柵の経費でございますけども、平成22年から国庫補助金を使いまして、農地の支援といたしまして支給させていただいております。そのあと、27年に国の制度が少し変わりました、単費で継続して支給はしてるんですけども、平成29年からは地域で囲む制度に変わっております。それで現在におきましては、平成29年から続いている支援を続いているような状況でございます。費用でございますけども、平成22年から29年までで、国費、また、単独事業を合わせまして、約5,000万近く支給しております。また、28年度から今、現在までにつきましては、6,647万7,000円程度支給していることとなっております。以上でございます。</p>
上滝議長	<p>辻内議員。</p>
辻内議員	<p>国庫事業も合わせると約1億1,000万、1億2,000万近くのお金を使っていると。単費としては6,600万。ここ9年間で使ってる。この国庫事業だったときも、振り返りをしたいと思います。まず、当初国庫補助金で田んぼを囲んだ柵の実情を見えます。私も支給していただいたうちの一人ですのでよくわかります。高さ1メートルの柵でした。鹿やイノシシには何の効果もありませんでした。支給された柵の上に、自分で1メートル程度のネットを張ったり、あるいは自分で購入した柵で高さを2メートルにしました。吉野町で田んぼをつくっている人は皆同じです。今、その当時吉野町から支給された柵をそのまま1</p>

	<p>メートルの高さで、田んぼや畑で使ってる人は誰もいないと思います。ここで質問です。この当初、国庫補助で支給された柵が、その場所になければならない期間は何年間ですか。</p>
上滝議長	<p>紺田参事。</p>
紺田参事	<p>失礼します。地域との管理契約を結んでおりまして、これは自治会、また、生産組合との管理委託契約を結んでおるわけでございますけども、これは金網で約14年間、そして電気柵で8年間、これ耐用年数に応じた管理契約でございます。以上でございます。</p>
上滝議長	<p>辻内議員。</p>
辻内議員	<p>契約がですね、14年ということで、もう既に、最初にもらった私の柵なんか14年過ぎてるんですね。15年か16年目に入ってるんです。これはどのようにすればいいんですか。特に、耕作放棄地を囲っている柵です。何か町から具体的にこういうふうにして使いなさいとか、もう捨てなさいとかそういう指示があったんですか。お願いいたします。</p>
上滝議長	<p>紺田参事。</p>
紺田参事	<p>失礼します。管理期限を迎える防護柵は確かに、今後多くなってくるというのは理解しております。ただ、管理契約の中で使用方法、耕作放棄地になったところ、また管理期限を迎えたところを、どのように今後使用していくかは特に明記はしておりません。ただ、今後多くの防護柵が管理期間を過ぎるということで、今現在考えておりますのは自治会、また生産組合とか移設する場所を決めて、まとめていただきまして、そして町のほうへ申請いただくと。そのようなルールをちょっと少し検討したいなというに思っておるところでございます。</p>

上滝議長	辻内議員。
辻内議員	<p>今、紺田参事からですね、答えに近いことを言っていたんですけども、私の経験を言います。ある村で3メートル四方ほどの家庭菜園をされている、私の年代からすればですね、おばさんが私に聞きました。辻内さん鹿どねんかならへん、どねんしたいいで。何ぼネットしてもあかんね。私は私の経験から答えました。この高さこのネットやったら無理ですねと。2メートル四方の金網をJAに見積もってもらって、持ってきといてもうたら、私が組立てるの手伝ってあげるでと。周囲12メートルほどやから、大体3万円前後だと思いますわ。そしたらその答え、そんなお金ないですわと。ということで、今年のシーズンは野菜をつくっておられません。しかしですね、この14年たった耕作放棄地を囲っている柵が、この村にあることも私は知ってます。ルールさえあって、ルールさえ守れば、このおばさんに移設してあげることも可能なんです。私は町会議員ですから、無報酬でそんなことしてもええかとか悪い、そういう難しい話は別にしてですね、近所の人にしてあげれば何ら問題ないわけです。小さな花壇なら四枚程度の移設でもいいわけです。私が強い要望の一番目、期限を超えた耕作放棄地の柵を再利用したい人を助けるルールを早急につくり、住民に示すこと、これが要望の一つ目です。紺田参事どう思われますか。</p>
上滝議長	紺田参事。
紺田参事	<p>先ほどもご説明させていただきましたように、管理期限を迎えた柵が今後多くなるということでございますので、その辺は前向きに検討したいというふうに思っております。</p>
上滝議長	辻内議員。
辻内議員	はい、ありがとうございます。ぜひ前向きにお願いいたします。そしてです

ね、そのあと、村全体を囲むということでございますが、最初に柵を取付け、10年前に始まってますので、既に、最初に柵の取付けに関わった人はもう年を10年たった。この村を囲った柵をどう管理いけますかということは、どうしても疑問は拭い去ることは出来ないのです。それはそれでいいといたしまして、現在の施策なんですね。現在もまだ村を囲う施策続いていますけども、令和6年3月の委員会で、当時の担当主幹から補助金制度に切り替える旨の説明がありました。つまり2024年度は、この施策に変わってるはずなんですけども、村全体が続いています。この事実はどのように理解したらよろしいですか。

上滝議長

紺田参事。

紺田参事

失礼します。地域を囲む取組という形で現在も進めているということがございますけども、私も令和6年度に担当が変わりまして、現状の把握、そして地域協議会等、地域の方々の意向を確認する場を設けさせていただきました。その場で意見をいただきましたのは、令和6年度で終了するのは、もう少し待っていただきたいという意見が多くございました。というのは、事業をもう少ししたい、未実施のところがあるということで要望をいただいたことから、令和7年度を最終年度とさせていただいて、令和8年度から、先ほどお話がございました、令和6年3月に説明しました個人の支援に変えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

上滝議長

辻内議員。

辻内議員

はい、ありがとうございます。時間がちょっと延びたということですが、一つ大事な点がございまして、当時の主幹からあった説明はですね、やはり一定の広さを要求してたんですね。そうすると私が最初に言った農業を守る施策から、農作物を守る施策には発展してないんです。私は、花壇や庭先のポット栽培、そういうのまで全部、鹿からどねんかならないかという住民の声を聞いてますから、防護柵を支給するのか、あるいは補助金制度にするのかそれはお任

	<p>せしますけども、家の庭での花栽培から小さな家庭菜園、そして、大きな農業も守る、つまり、全体をまとめて農作物を守る、住民一人一人に獣害対策支援が行き届く。そういうふうな施策、紺田参事考えていただけませんか。</p>
上 滝 議 長	<p>紺田参事。</p>
紺 田 参 事	<p>ありがとうございます。今、ちょうど個人向けの支援について制度を考えているところでございます。前回お話しさせていただきましたのは、50 メーターを囲むということでございますので、50 メーターを面積にかえますと 125 平米程度になりますねけども、それで考えますと、町内の農地の 44%はカバー出来ないというところはわかってきておりますので、家庭菜園にも対応できる、今お話がございましたように、家庭菜園、また、花、野菜も対応できるようなところを、今、検討しているところがございますので、また決まり次第、議会等でもご説明をさせていただけたらと思っております。</p>
上 滝 議 長	<p>辻内議員。</p>
辻 内 議 員	<p>ぜひよろしく願いいたします。最後にですね、紺田参事以外の方に聞きます。ちょっと時間が大分迫ってますので、まず長寿福祉課の森井課長にお伺いします。私はこういうのはすごく家庭菜園とか花栽培というのは、健康に深い関係があるということも言いましたけども、その点も含めて今の紺田参事とのやりとりを、思うところ 2 分ほどでまとめていただければ幸いです。</p>
上 滝 議 長	<p>森井課長。</p>
森 井 長 寿 福 祉 課 長	<p>失礼いたします。家庭菜園と健康の関係性についてお話があったと思うんですけども、健康といいますのは、肉体的にも精神的にも社会的にも、満たされた状態にあるというふうに定義付けをされております。健康な毎日を過ごしていただくためには、食事・睡眠・運動の三つの要素が重要やと言われてるん</p>

上滝議長	<p>ですけれども、とりわけ先ほどご説明しましたその精神的な部分ですね、心の健康につきましては、いかに日常生活の中でストレスとうまくつき合っていくかということが重要になってまいります。家庭菜園とか花壇での作業が、その方の日常の楽しみであったりとか、生きがいにつながっているのであれば、その方の心の健康を保つための一つの重要な要素となりうる可能性があるのではないかというふうに考えております。以上です。</p>
辻内議員	<p>辻内議員。</p>
辻内議員	<p>はい、ありがとうございます。紺田参事、森井さんとよく話していただきますようお願いいたします。最後に町長にお尋ねします。獣害に対して、私の今回の農業を守る施策から農作物を守るという、言葉だけの話ですけども、どのようにお感じになりましたか。</p>
上滝議長	<p>中井町長。</p>
中井町長	<p>農作物を守る、まさに吉野町は高齢化率が54%、ひとり暮らし、老夫婦の割合が多い。その中で私も両親がいながら、隣近所見ててもですね、やっぱり農業をやって、収穫が楽しみで生きがいになる。その姿を見ながら私も育ってまいりました。ですから、当初全部を囲むというところから、やはりこれ全部よりも個人的に何とかということで今、紺田参事等々がありました時を経て変わってきてます。全体を囲うとなると、これ多分町民さんではもう無理違うかなと。逆に、どっかの事業者に頼みながらやるということも考えないといけない。でもそうじゃなくて、今個別にどうやって柵をつくっていくとかかですね、もう一つは、これ農業地域も、やはり農業でいくなれば龍門とか中竜門ですね、制度で集落営農の組織をつくっていただいたり、そしてまた美しい農地景観を守る活動支援、こういう団体が五つほどあります。ですから、そこはもう少し大きなエリアの中で、国の制度も使いながら守っていく。そして、同時にやはり、生きがい、楽しみ、収穫をとることがやっぱり住み続けることにもなろう</p>

<p>上滝議長</p>	<p>かなというふうに思いますんで、この理念で私も、しっかり、政策を進めれるように努力したいと思います。ありがとうございました。</p> <p>辻内議員。</p>
<p>辻内議員</p>	<p>どうもありがとうございました。来年度の当初予算の前にはですね、紺田参事、あるいは担当の課長からですね、今後の獣害施策についての説明があることを期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>上滝議長</p>	<p>以上をもちまして一般質問を終わります。</p> <p>本日の議事日程は全て終了しました。</p> <p>4日から常任委員会、特別委員会を開催いたしまして、付託案件等の審査をお願いしたいと思います。各委員会の日程を申し上げます。</p> <p>9月4日 午前10時 総務文教厚生委員会</p> <p>9月4日 総務文教厚生委員会終了後 産業建設委員会</p> <p>9月5日 午前10時 庁舎整備等に関する調査特別委員会</p> <p>9月5日 庁舎整備等に関する調査特別委員会終了後 政治倫理特別委員会</p> <p>9月6日 休会</p> <p>9月7日 休会</p> <p>9月8日 午前10時 予算決算特別委員会</p> <p>9月9日 午前10時 予算決算特別委員会</p> <p>9月10日 午前10時 予算決算特別委員会</p> <p>9月11日 予備日</p> <p>9月12日 午前10時 本会議（第2日目）を開会いたします。</p> <p>4日からの委員会には、十分な審査を賜りますようお願いを申し上げ、本日は、散会させていただきます。</p> <p>本日、ご協力ありがとうございました。</p>

(午後 2 時 55 分 散会)

令和7年第3回吉野町議会定例会会議録（第2日目）

1. 招集年月日 令和7年9月12日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 9月12日 午前10時00分開会
4. 応招議員

1番	長谷政和	2番	澤木久美子
3番	上麻里	4番	辻内正誠
5番	下中一平	6番	山本義史
7番	上滝義平	8番	中西利彦
5. 不応招議員 9番 西澤巧平
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 不応招議員に同じ
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町長	中井章太	副町長	永井聡
教育長	土居正明	参事兼暮らし環境整備課長	紺田正俊
総務課長兼町民税務課長	中尾勇	財政・デジタル推進室長	井本光亮
町長公室長	戸毛祥博	協働のまち推進課長	松田有史
長寿福祉課長	森井志津佳	産業観光課長	椿本久志
教育次長	吉中久実	教育総務課長	紙森智章
スポーツ振興室長	辻中哲也		
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局長	玉村陽子	参	与 坂本やよい
----	------	---	---------
10. 議事日程

日程1		委員長報告（総務文教厚生委員会・産業建設委員会・庁舎整備等に関する調査特別委員会・政治倫理特別委員会・予算決算特別委員会）
日程2	議第39号	吉野町議会議員及び吉野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて
日程3	議第40号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて

日程 4	議第 41 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
日程 5	議第 42 号	吉野町税条例の一部を改正することについて
日程 6	議第 43 号	令和 7 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 4 号について
日程 7	議第 44 号	令和 7 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号について
日程 8	認第 1 号	令和 6 年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程 9	認第 2 号	令和 6 年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 10	認第 3 号	令和 6 年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 11	認第 4 号	令和 6 年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 12	認第 5 号	令和 6 年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 13	認第 6 号	令和 6 年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 14	認第 7 号	令和 6 年度吉野町水道事業特別会計の剰余金処分及び決算の認定について
日程 15	認第 8 号	令和 6 年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（吉野町）歳入歳出決算の認定について
日程 16	議第 45 号	よしのこども園大規模改修工事請負契約の締結について
	追 加 議 案 等	
日程 17	議第 46 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
日程 18	議第 47 号	動産の買入りに係る財産の取得について
日程 19	同第 9 号	吉野町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程 20	同第 10 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

て

日程 21 発議第 7 号 西澤巧平議員に対する辞職勧告決議について

日程 22 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

日程 23 議員派遣について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

<p>上滝議長</p>	<p>皆さん、改めておはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員総数は8名でございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。</p> <p>日程1 9月3日の本会議で各委員会に付託した議案等の審査結果について、委員長よりご報告をお願いいたします。</p> <p>まず、総務文教厚生委員会 山本義史 委員長をお願いいたします。</p>
<p>山本委員長</p>	<p>総務文教厚生委員会の委員長報告をいたします。</p> <p>本定例会におきまして、総務文教厚生委員会に付託を受けました議案の審査並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。</p> <p>本委員会は、9月4日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。</p> <p>まず、総務課所管は条例改正案が3件で、議第39号「吉野町議会議員及び吉野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて」は、法改正に伴い、選挙用ポスター及びビラの公費負担限度額を引き上げるものであります。</p> <p>議第40号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて」は、国の制度に準じ、育児と職業生活の両立を容易にするため、柔軟な働き方を実現するものであります。</p> <p>議第41号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて」は、法改正に伴い、国に準じて部分休業制度を拡充し、育児と職業生活の両立を容易にするものであります。</p> <p>以上の3件について、審査の結果、本委員会はいずれも承認することとしました。</p> <p>次に、町民税務課所管の議第42号「吉野町税条例の一部を改正することについて」は、関係法令の改正に伴い、公示送達の方法や町民税・町たばこ税の規定整備を行うものであるとの説明を受け、審査の結果、本委員会は承認することとしました。</p>

次に、教育総務課所管の議第 45 号「よしのこども園大規模改修工事請負契約の締結について」は、よしのこども園の大規模改修工事の契約締結で、今回の工事内容は衛生環境向上を目的に、給食室の改修、公共下水道接続、トイレの改修等を行うもので、園の運営を行いながらの工事となるため、こどもや保護者、教職員の安全を最優先に、保育教育環境にも配慮しながら工事を進めていくとの説明を受けました。審査の結果、本委員会は承認することとしました。

次に、付託案件以外に次の二つの事項について町当局から説明を受けました。

町長公室所管の「旧吉野小学校跡地利活用事業の進捗状況について」現状と今後の方針について説明を受けました。11 月中に奥村組との契約に向け準備を進めており、順調にすすめば 12 月に工事着工見込みで、10 月中旬以降に工事説明会が開催できるよう調整中であると説明を受けました。

「CVY 放送設備機器更新事業について」は、現行の放送設備は設置から 17 年が経過しており、老朽化が進んでいることから、更新を行う必要があるとの説明を受けました。この更新に係る追加議案を本定例会最終日に提出予定であるとの説明を受けました。

以上が本委員会における審査・調査等の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について、継続して審査できるよう申し出をいたしまして、総務文教厚生委員会委員長報告を終わります。

上 滝 議 長

ありがとうございました。

続いて、産業建設委員会 中西利彦 委員長にお願いをします。

中西委員長

産業建設委員会の委員長報告をいたします。

本定例会におきまして、産業建設委員会に付託をされました議案等はございませんでしたが、調査・審査の結果等につきまして、ご報告を申し上げます。

本委員会は、9 月 4 日午後 1 時から理事者に出席を求め開催いたしました。

暮らし環境整備課所管の「令和7年度災害復旧の状況について」令和6年6月26日・27日の豪雨による被害について、町内の被害箇所について報告を受けました。道路や河川の維持補修8件、崩土除去3件、倒木処理2件、その他3件の被害箇所について治山事業への申請や応急対応を進めているとの説明を受けました。委員会としては、町民の安全確保の観点から、今後の対応状況を引き続き注視してまいります。

次に、暮らし環境整備課と産業観光課所管の「特定外来生物クビアカツヤカミキリについて」暮らし環境整備課からは、被害状況として、令和5年8月に国栖地区で最初の被害が確認された後、今年度までに吉野運動公園や上市地区、吉野地区でも被害があったこと、成虫は5月から8月に活動し、幼虫が樹木を食い荒らすため、早期発見・早期防除が重要であるとの説明がありました。住民への注意喚起のため9月の広報紙折り込みチラシを作成・配布し、樹木所有者による防除作業については必要に応じて町が協力する形で進めているとのことであります。

さらに、産業観光課では、国立公園に指定され、世界遺産の構成資産でもある吉野山の桜の防除対策について、暮らし環境整備課をはじめ関係団体や国・県と連携し取り組むとともに、本定例会に補正予算として、対策費用300万円を計上しているとの説明がありました。委員会としては、町内全体の樹木の被害防止や防除活動が不可欠であると考え、国・県との連携を一層強化し、町としても実効性のある対策を早急に進めるよう強く要望いたしました。また、その進捗状況についても引き続き報告を求めてまいります。

以上が本委員会における審査・調査等の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について、継続して審査できるよう申し出をいたしまして、産業建設委員会委員長報告を終わります。

上滝議長

ありがとうございました。

続きまして、庁舎整備等に関する調査特別委員会 辻内正誠 委員長にお願い

<p>辻内委員長</p>	<p>いを申し上げます。</p> <p>庁舎整備等に関する調査特別委員会の委員長報告をいたします。</p> <p>本定例会におきまして、庁舎整備等に関する調査特別委員会に付託されました議案等はありませんでしたが、調査・審査の結果等につきまして、ご報告を申し上げます。</p> <p>本委員会は、9月5日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。</p> <p>町長公室からこれまでの経緯や町民への周知方法について報告がありました。庁舎整備に関する周知については、上市・吉野・中荘・国栖・中竜門・龍門の6地区で行政懇談会を活用して、庁舎の整備について説明を行う予定で現在調整中であること、各地区の役員数名を対象として、地区から町への要望等を聞く従来の場を活用しつつ、庁舎整備については必須案件として説明すること。また、広報よしの8月号に掲載した内容を基に、町の方針や今後の予定についても説明し、必要に応じてケーブルテレビ等の各種媒体での周知も検討しているとのことの説明を受けました。</p> <p>以上が本委員会における今回の調査、審査の報告であります。</p> <p>これで、庁舎整備等に関する調査特別委員会委員長報告を終わります。</p>
<p>上滝議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、政治倫理特別委員会 下中一平 委員長にお願いを申し上げます。</p>
<p>下中委員長</p>	<p>政治倫理特別委員会の委員長報告をいたします。</p> <p>本定例会におきまして、政治倫理特別委員会に付託されました議案はありませんでしたが、調査・審査の結果等につきまして、ご報告を申し上げます。</p> <p>本委員会は、9月5日午前11時から理事者に出席を求め開催いたしました。</p> <p>理事者側より、職員による守秘義務違反等の事案を受けて、職員全員を対象に公務員倫理・不祥事防止・コンプライアンスに関する調査を実施した旨の報告がなされました。各課長が課員に個別に面談を行ったうえで、総務課を經由</p>

して副町長に提出されていることの説明がありました。このアンケートには、議会との関わりや職場環境、再発防止策への意見なども含まれています。さらに、副町長及び教育長が各課長に順次ヒアリングを行い、職員の意見を参考に再発防止策の策定や職員研修の充実に活用していくとのことです。また、委員長から政治倫理条例案の方向性や条文について説明し、条例案の一部を提示し、各自検討していただくこととしました。その他の具体的な条文の詰めや調整については委員長・副委員長・理事者・事務局で進めてまいります。委員会としては、町民の信頼確保と透明性の向上を目的に、今後引き続き丁寧な議論を行ってまいります。

以上が本委員会における今回の調査、審査の報告であります。

これで政治倫理特別委員会委員長報告を終わります。

上滝議長

ありがとうございました。

続きまして、予算決算特別委員会 上麻里 委員長にお願いいたします。

上委員長

予算決算特別委員会の委員長報告をいたします。

本定例会におきまして、予算決算特別委員会に付託を受けました議案の審査並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。

本委員会は、9月9日、10日の2日間、理事者に出席を求め開催いたしました。

まず、議第43号「令和7年度吉野町一般会計補正予算(案)第4号について」は、補正規模は1億9,731万円、補正後の歳入歳出予算は67億1,932万5,000円です。歳入の補正は、地方交付税の増額に加え、国庫・県支出金、寄附金、繰越金、町債などです。歳出の補正は、人事異動に伴う職員給与費の補正をはじめ、基金積立や吉野神宮駅前駐車場管理事業、こども園管理総務事業や老人福祉事業、暮らしによりそう環境美化推進事業、桜のまち構想事業、災害復旧費や公債費です。委員からは、吉野神宮駅前駐車場の修繕方針、桜のまち構想事業でのクビアカツヤカミキリ防除の内容、パッカー車の購入時期などの質問があり、理事者から説明を受け、委員会として審査を行いました。審査の結果、

本委員会は本補正予算（案）を承認することといたしました。

次に、議第 44 号「令和 7 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号について」は、補正規模は 1,866 万 6,000 円の増額で、予算規模を総額 11 億 9,731 万 3,000 円とし、歳入の補正は、財産収入、繰越金で、歳出の補正は、基金積立金及び償還金と一般会計繰出金の増額であるとの説明があり、本委員会は本補正予算（案）を異議なく承認することと致しました。

次に、認第 1 号「令和 6 年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額 62 億 1,170 万 423 円、歳出総額 58 億 8,302 万 2,919 円で、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は 3 億 2,454 万 4,504 円となっております。審査にあたり、各課から重点的な取組みについて説明を受け、その後、決算書に基づき歳入歳出の詳細な説明を聴取し質疑を行いました。委員からは、特に委託料の妥当性や、事業の効果について確認があり、今後の委託のありかたについて意見を述べる委員もありました。審査の結果、本委員会は本決算を認定することといたしました。

次に、認第 2 号「令和 6 年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員から被保険者数、納付方法、収入未済額などについて質疑がありました。審査の結果、本委員会は本決算を認定することといたしました。

認第 3 号「令和 6 年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員から被保険者数や高額療養費制度の有無などについて質疑がありました。審査の結果、本委員会は本決算を認定することと致しました。

認第 4 号「令和 6 年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員からサービス事業勘定の職員給与費に関する質疑がありました。審査の結果、本委員会は本決算を認定することといたしました。

認第 5 号「令和 6 年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、委員から収入と一般会計からの繰入金のバランスや将来の収支の見通しについて質疑がありました。審査の結果、本委員会は本決算を認定することといたしました。

認第 6 号「令和 6 年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

について」は、委員会での質疑はなく、審査の結果、本決算は異議なく認定することといたしました。

認第7号「令和6年度吉野町水道事業特別会計の剰余金処分及び決算の認定について」は、委員会での質疑はなく、審査の結果、本決算は異議なく認定することといたしました。

認第8号「令和6年度奈良県住宅新築貸付金等回収管理組合市町村特別会計（吉野町）歳入歳出決算の認定について」本会計決算は、令和6年末で奈良県住宅新築貸付金等回収管理組合が解散したことに伴い、構成団体ごとに決算書を調整したのち、監査委員の審査を経て、当該市町村の議会の認定に付することとなるものです。委員からは、吉野町に債権が移管後の予算計上方法について質疑がありました。審査の結果、本決算は異議なく認定することといたしました。

以上、本委員会に付託されました議案等の審査結果について、予算決算特別委員会委員長報告を終わります。

上滝議長

ありがとうございました。

上程議案の採決に入ります。

日程2 議第39号「吉野町議会議員及び吉野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

（ 「 意 見 な し 」 の声あり ）

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程3 議第40号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程4 議第41号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程5 議第42号「吉野町税条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 6 議第 43 号「令和 7 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 4 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 7 議第 44 号「令和 7 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 8 認第 1 号「令和 6 年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本決算を認定することに決しました。

日程 9 認第 2 号「令和 6 年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本決算を認定することに決しました。

日程 10 認第 3 号「令和 6 年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本決算を認定することに決しました。

日程 11 認第 4 号「令和 6 年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本決算を認定することに決しました。

日程 12 認第 5 号「令和 6 年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本決算を認定することに決しました。

日程 13 認第 6 号「令和 6 年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本決算を認定することに決しました。

日程 14 認第 7 号「令和 6 年度吉野町水道事業特別会計の剰余金処分及び決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本決算を認定することに決しました。

日程 15 認第 8 号「令和 6 年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（吉野町）歳入歳出決算の認定について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本決算を認定することに決しました。

日程 16 議第 45 号「よしのこども園大規模改修工事請負契約の締結について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は可決することに決しました。

追加議案が提出されております。

日程 17 議第 46 号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

中井町長。

中井町長

ただいま上程いたしました、議案について説明をさせていただきます。

本案は、職員による不祥事が発生したことを受け、町政運営の責任者である町長として、その責任を重く受け止め、自戒の意を込めて自らの給与を減額するため、条例の一部改正をお願いするものでございます。今回の不祥事は、議員との関係性の中で発生したという特殊な事情を有しており、通常の職員の非違行為とは異なる側面がございます。こうした点を踏まえつつ、過去における本町特別職の処分事例や全国の類似事例を参考にし、妥当性を検討した上で、町長給与を 10 分の 1、減額期間を 3 か月とする内容を決定したものでございます。政治倫理特別委員会でも若干この辺の根拠につきまして、議員各位から軽

いのではないかという発言がございましたので、私自身、全国の類似例、そしてなおかつ今回の事象に応じた3自治体の事案、そして、処分を参考にさせていただいておりますので、少しその辺を説明もさせていただきます。まず、吉野町に近い状態でいきますと、滋賀県の豊郷町、こちらのほうでございますけれども令和6年、直近でございます。こちらは第三者から職員のほうに、住民基本台帳のデータを利用して、646名分の名簿を作成し手渡した個人情報の漏洩でございます。こちらは、町長の処分はなしとなっております。もう一つですね、少し重めの案件でいきますと、東京都杉並区、こちらのほうの案件でございます。こちらは、地方公務員義務違反より一つランク上の住民基本台帳ネットワークのシステムを不正にアクセスしたという情報漏洩で、住民基本台帳法の違反でございます。こちらのほうは、当然職員逮捕で執行猶予、懲戒免職になっております。そのときのトップの管理者責任ということで10分の3、1か月でございます。そして近隣自治体でいきますと、令和5年、天川村でも管理職が刑事処分の対象になっております。このときの村長の減給処分は10分の1、3か月です。あらゆる情報を収集しながら、自戒の件でございますので、妥当性を判断した上で、今回、この10分の1、3か月を決定したということでございますので、あえて説明をさせていただきます。それはもとより、やはり町民の皆様のご信頼を損なったことに誠に遺憾を思うとともに、議員各位からありましたように再発防止、信頼回復に向けて全力を尽くす決意でございます。どうか議員各位におかれましても、本案の趣旨をご理解賜り、ご審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

上 滝 議 長

質疑を求めます。

辻内議員。

辻 内 議 員

町長もしくは副町長にお尋ねいたします。

提案理由が吉野町職員の不幸事を受けてということでございますが、本日時点、再発防止のため、真の原因を追求するための再発防止特別委員会など、外部人材を含む組織が、あるいは委員会が吉野町で内部で立ち上がっております

	か、おりませんか。あるかないかだけでお答えください。
上 滝 議 長	副町長。
永井副町長	お答えいたします。本日現在、今、辻内議員おっしゃいましたような委員会 はございません。
辻内議員	ありがとうございます。
上 滝 議 長	ほかにございませんか。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 (「 ちょっと待って、意見はないの 」 の声あり) 後であります。 本案は会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思 いますが異議ございませんか。 (「 異 議 な し 」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって、議第 46 号について委員会の付託を省略することに決しました。 議第 46 号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を 改正することについて」意見を求めます。 辻内議員。
辻内議員	結論、反対でございます。理由を申し上げます。 私は、減給の金額の大小を申し上げているではありません。むしろ、私は 中井町長を信じているからこそ、あえて、反対の立場に立たせていただきます。 その上で三つの理由を申し上げます。いずれも、今このときに、町長がなすべ きことはご自身の処分ではなく、町の信頼回復と再発防止に全力を尽くすこと だということに尽きます。まず 1 点目です。これは私自身の反省でもあります。

2年前の職員不祥事の際、町長や教育長らが減給をされ私は賛成いたしました。その後の一般質問で、私は真の原因に切り込まなければならないと申し上げました。外部の有識者も入れ、役場の体質そのものを改めなければならないと申しました。JR西の脱線事故も、日大アメフトの問題も、個人の処分で終わらず、組織の体質に踏み込んでおります。けれども、残念ながら吉野町は何もしていないと、このように理解しております。2点目です。今なお、再発防止の委員会等の組織すら立ち上がっていません。これでは話になりません。減給だけで終わらせれば、町長が責任をとったのだからもう済んだという空気が役場の中に広がってしまうことを恐れます。3点目です。役場の中だけでは、真の原因分析は出来ないと考えます。必ず外部の有識者を交えなければ、本当の原因にたどり着けないのです。実際に、職員のアンケートには、議員にどなられたという声がありました。これは私自身のことです。私はこの1年で二度ほど声を荒げた記憶がございます。もちろん反省しています。けれどそれで終わってはいけません。なぜ私は怒ったのか、その背景には、住民の要望に対し対象外ですと、機械的にこたえる役場の体質があった。なぜ、職員はどのようにこたえたのか。課長が忙しくて、曖昧な案件を持ち帰るなど指示していたと仮定します。では、なぜ、その課は忙しいのか。こう掘り下げていけば、町の体質や習慣の本当の課題が見えてくるのです。だからこそ私は願います。どうか今回を減給で一区切りとせず、徹底した原因究明と再発防止に全力を注いでいただきたい。そして、真の原因と対策発表とセットで、自らの減給を示す、中井町長なら必ずできると私は信じております。その思いを込めて、あえて反対を申し上げます。以上でございます。

上 滝 議 長

この際、議員の皆さんにお願いを申し上げます。

先ほど、辻内議員が冒頭に、反対と申されました。

冒頭に反対または賛成は明らかにしてから意見を述べていただくよう、よろしくお願いを申し上げます。

反対意見を出されておりますが、続いて、賛成意見を求めます。

長谷議員。

<p>長谷議員</p>	<p>私は今回の条例改正案に賛成いたします。</p> <p>今回、町長が職員二名の不祥事に対して、自らペナルティーを科したことについては、何もしないよりはしたほうがいいだろうと私は考えますので、その点はまず評価します。そして、その処分内容に関して軽い重いつていうのは、人それぞれ印象はあるんですが、処分が軽いという方の意見も、もちろんある程度はわかります。しかし、やはりどこかで、根拠となる基準は設けないといけないのではないかと思います。必要以上に責任をとることもないし、全く責任をとらないというのもやはり具合が悪い。そのためにも納得のいく価値判断基準が必要かと思えます。今回、町長の説明で、他の市町村の事例を参考にされたとおっしゃっておいりました。また以前の説明でも、歴代の町長の責任のとり方を参考にしたともおっしゃっておいりました。それは私にとって納得のいく根拠であり、尊重すべきものであると感じましたので、私は今回の改正案には賛成いたします。</p>
<p>上滝議長</p>	<p>ほかに意見はございますか。</p> <p>澤木議員。</p>
<p>澤木議員</p>	<p>町長給与減額に関する条例改正案につきまして、私も賛成の立場から意見を申し上げます。</p> <p>先ほど、辻内議員からお話があった内容は、私もほぼ内容には同意しております。今回の提案はただ、町長自らが管理者としての責任を明確にしようとする判断であり、熟慮の上の判断と理解しその姿勢を尊重して賛成いたします。ただし、今回の不祥事は単なる個人の過ちとして片づけるのではなく、なぜこのような事態が起きたのか、その原因を徹底的に検証し、再発防止のための庁内改革を進めていただくことが重要と考えます。また、町民の皆様、そして、日々職務に当たる職員に対して、町長ご自身の言葉で誠意を持って説明し、信頼回復に努めていただくことを強くお願い申し上げます。以上です。</p>

上滝議長	<p>ほかに。</p> <p>中西議員。</p>
中西議員	<p>8番 中西です。私は反対です。</p> <p>先ほど辻内議員が縷々説明をいただきました。全くそのとおりの意見なんですけども、これ町長ご自身の自戒ということで、10分の1を3か月というような提案でございますけども、一般論、世間全体を見回しますと10分の1、3か月から6か月っていうのは、いわゆるその町長、首長さんの何ちゅうかな、その罰則ちゅうのか、その相場だろうというふうには思いますが、今回の不祥事について公務員の一番、いの一番、基本であります守秘義務というのを漏洩したと、こんなもの基本中の基本ですし、そこにされた方が当時課長であったということに非常に問題を感じます。それと、これはちょっと関係ない話かもわかりませんが、外郭団体の社会福祉協議会の件でも2件ございました。町長はそのときにも社会福祉協議会の会長でございました。そういうときにも何の処分もないということで、私は先ほど辻内の話もありましたが、この10分の1の3か月が適正なんか、少ないのか多いのかということをもも言ってるんじゃないかなと思います。もっと町長、町内のことを考えることがたくさんあるかなと思います。もう一度ご自身でしっかりお考えいただきたいなというふうに思います。以上です。</p>
上滝議長	<p>ほかに意見ございませんか。</p> <p>はい、山本議員。</p>
山本議員	<p>5番 山本でございます。私も反対でございます。</p> <p>辻内議員、中西議員、言われたことも重複するところ、結構、考えが同じのところもございますが、当時二人は、職員は課長職でございました。中西議員も言われましたけれども、課長というのは、やはり指導し指示しなければならない立場、模範とならなければならない立場でございます。特にこの二人の職員は、旧吉野小学校跡地の利活用、これに最初から携わってきました。また、</p>

庁舎問題についても当初からずっと携わってきました。私の個人的な考え方、あるいは、町民の考え方と対比するものがあり、議論をし、ずっとやってきた職員です。その職員が何と、町民の信頼をなくすような漏洩をしたということ、これは非常に重い。普通の課長職のやった行いの罰則ではないと思います。それを管理しなくてはならない町長に対しては、非常に重い責任があると思います。私は処分の重い、小さい、重い、小さい、それです。軽過ぎると私は思います。以上で反対でございます。

上 滝 議 長

ほかにご意見ございませんか。

ほかに意見がないようですのでこれで討論を終わります。

反対意見と賛成意見が出ましたので、この採決は起立によって行います。

本案は原案どおり可決することに賛成諸君は、起立をお願いします。

起立少数です。

よって、本案は否決することに決しました。

日程 18 議第 47 号「動産の買入れに係る財産の取得について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

戸毛町長公室長。

戸 毛
町長公室長

失礼いたします。それでは、議第 47 号についてご説明を申し上げます。お手元に配付されております、議案等説明資料 2 ページのほうをご覧いただきたいと思っております。

今回は動産の買入れに係る財産の取得について上程をさせていただいております。概要については、議案説明資料の取得する財産の概要についてご説明を申し上げます。取得品目につきましては、CVY テレビ放送設備機器でございます。配置の場所は広報広聴室。取得の目的といたしまして、CVY テレビ放送設

備機器の更新でございます。取得金額 2,349 万 6,000 円、うち、消費税に相当する額 213 万 6,000 円。契約の方法は随意契約でございます。契約の相手方、株式会社レスター近畿営業部 部長 野田耕平。住所は記載のとおりでございます。支出科目につきましては一般会計、総務費、情報管理費、有線放送費、備品購入費でございます。今回上程いたします根拠法令といたしましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定、並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に基づき上程するものでございます。本会議中の総務文教厚生委員会において説明をさせいただきましたが、CVY の自動放送機器の老朽化が進んでおりますので、その放送機器を更新するとともに、付随設備等を改めて更新をするということでございます。財源の内訳については記載のとおりとなっております。慎重審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

上 滝 議 長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって議第 47 号について、委員会の付託を省略することに決しました。

議第 47 号「動産の買入りに係る財産の取得について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案を可決することに決しました。

日程 19 同第 9 号「吉野町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

中井町長。

中井町長

松谷圭子氏について紹介をさせていただきます。なお、経歴につきましては、議案書に記載させていただいております。

松谷氏は現在、吉野町大字立野にお住まいでございます。信州大学教育学部を卒業後、長野県下伊那郡泰阜村立北小学校教諭、下市町立下市小学校非常勤講師として勤務され、平成 19 年 4 月からは、社会福祉法人吉野町社会福祉協議会評議員、令和 3 年 4 月からは、吉野町子ども・子育て会議委員を務められると、本町の社会福祉及び教育活動にご尽力されております。これまで培われた豊富な経験と知識を生かし、引き続き教育委員としてご活躍をいただけると確信しております。どうか、ご同意のほどよろしく願いいたします。

上滝議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本件を同意することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件を同意することに決しました。

日程 20 同第 10 号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

中井町長。

中井町長

佐々木弘之氏のご紹介をさせていただきます。なお、経歴につきましてはお手元の略歴をご覧ください。

佐々木弘之氏は、令和 2 年 1 月より 2 期 6 年にわたり人権擁護委員を務めていただき、この間、町民の方一人一人の人権を擁護する取組、並びに人権啓発活動を積極的に取り組んでいただいております。また、平成 19 年 12 月から今日に至るまで、長きにわたり保護司としても活動をいただいております。あわせて自治会活動におきましても、町内会長を始め、要職を務めていただくなど、多方面において功績を残されております。

こうしたことから、令和 8 年 1 月からも引き続き、これまでの知識と経験を生かし人権擁護委員としてご活躍いただけるものと確信し、人権擁護委員候補者として推薦することにつき、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

上滝議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本件を適任とすることに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件を適任とすることに決しました。

日程 21 発議第 7 号「西澤巧平議員に対する辞職勧告決議について」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

本案は議員提出です。

提出議員の説明を求めます。

山本議員。

山本議員

6 番 山本でございます。

西澤巧平議員は、令和 7 年 6 月 16 日に収賄容疑で逮捕され、同年 7 月 7 日に起訴されました。さらに、7 月 23 日には、吉野町の住人の個人情報をも町職員に不正に取得させようとしたとして、地方公務員法違反の罪で再逮捕され、8 月 13 日には同容疑で追起訴された。これら一連の事態は、前回の起訴に加え、町民に強い衝撃と深い不安を与えるとともに、本町議会に対する住民の信頼を著しく損なうものであり、その責任は極めて重大である。よって本議会は、西澤巧平議員に対し自らの責任の重大さを自覚し、速やかに議員の職を辞するよう、重ねて強く勧告する。

以上、決議する。令和 7 年 9 月 12 日 吉野町町議会。以上でございます。

上滝議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案は会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって発議第 7 号について、委員会の付託を省略することに決しました。

発議第7号「西澤巧平議員に対する辞職勧告決議について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は可決することに決しました。

日程22 「常任委員会の閉会中の所管事務の調査について」

それぞれの委員長より会議規則第75条の規定によって、所管事項について閉会中の継続審査の申し出がありますが、これに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、それぞれの委員長の申し出どおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程23 「議員派遣について」を議題といたします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣をすることに決しました。

本定例会に付議されました議案の審議は全て議了いたしました。

おはかりします。

これをもって、本定例会を閉会いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

閉会にあたり、町長のごあいさつをお願いいたします。

中井町長。

中井町長

閉会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、本定例会におきまして慎重なるご審議を賜り、心から感謝を申し上げます。議第46号の特別職の給与に関する条例の一部改正以外は、追加議案を含めまして、全てご承認賜りましたことお礼を申し上げます。

今定例会では、職員の懲戒処分に対する一般質問、政治倫理特別委員会での議論が行われ、町政に対する町民の信頼をいかに回復し、未来につなげていくか、改めて考える議会にもなったかと思っております。今回の事案は、職員が自らの利得や私的な動機で情報を漏らしたのではなく、議員からの依頼を断られず、応じてしまったという特殊な事情が背景にあります。もちろん、地方公務員法に照らせばいかなる事情であれ、守秘義務違反は重大な違反であり、厳正なる処分が不可欠であります。一方で、その背景を無視し、一律に最も重い処分を科すのは公平性を欠き、適正さを失うことにもなりかねません。そこで全国の類似例を精査し総合的に判断した上で、今回の処分が妥当であると決断いたしました。町政の責任者として、私は、この判断を自らの責任として受け止め、給与減額の条例改正案を上程いたしました。先ほども条例提案のときに天川村や、そして豊郷町などの事例を参考に、吉野町にふさわしい水準として、給与の10分の1、3か月減額を選択したものであります。議員各位から軽いのではないか、そのときの役職がどうであったか、そんなことも含めながら、今回、この3か月、減額を選択したものであり、刑事罰に至った案件に対応し得る、決して軽視できる措置ではないと考えております。しかしながら、議会においては軽いとの理由や、そしてまた、直接関係のない外郭団体の処分、そういったこと、そしてまた、一般質問でもありました退職者の件まで処分理由に挙げられ、否決という結果になった。素直に申し上げて残念ではあります。議会もまた、町民を代表する機関であり、その判断を真摯に受け止めることは、二元代表制の一翼を担う私の責任と考えております。反対意見の中にも再発防

止をしっかりとってくれと。そして、今後の体制を見据えてもう一度お願いしたいという意見もございました。全ての意見を真摯に受け止めながら、再発防止に、そしてまた信頼回復に取り組んでまいりたいと思います。私が、この判断が感覚や感情論にとどまることなく、まちの未来を見据えた政治倫理に基づく建設的な議論へ高められることを切に願っております。議会と行政は対立する存在ではなく、ともに町民の信頼にこたえる両輪であります。そして私は判断基準の根幹を、これは政治理念のモットーでございますけれども、人間の心に置き、人として、人間として何が正しいかを大切にしながら、町政運営を進めてまいります。処分の重さを競うのではなく、いかに信頼を回復し、二度と同じ過ちを繰り返さない仕組みを築くかが重要であります。そのために、政治倫理条例、そしてまた、ガイドラインの整備を急ぎ、再発防止と信頼回復に努めてまいります。また、本定例会におきましては、特定外来生物クビアカツヤカミキリへの対応について、初期対応のあり方など、町全体で取組を求めのご意見もいただきました。現状の被害を早急に把握し、近隣市町村や県との連携を図り、早期発見、そして早期駆除の体制を構築してまいります。対策には、予算措置も必要となることから、議員各位のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。さらに、決算審査におきましては、委託料の割合が高い点や、職員の体制整備、人材育成の必要性、既存事業の効果検証、積算根拠の明確化など、多くのご指摘もいただきました。これらを真摯に受け止め、令和8年度の予算編成にしっかりと反映させてまいりたいと思います。

最後になりますが、なお厳しい暑さが続いております。議員各位におかれましても、体調管理に留意の上、町民のために議員活動にご尽力いただきますことをお願い申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

上 滝 議 長

ありがとうございました。

皆様の熱心なご審議によりまして、全議案を議了することが出来ました。ここに閉会の運びとなりましたことを深く感謝申し上げます。

これをもちまして、令和7年第3回吉野町議会定例会を閉会いたします。皆さん方、ご協力ありがとうございました。

(午前 11時 04分 閉会)

